

1. 議 事 日 程（初日）

（令和8年那智勝浦町議会第2回定例会）

令和8年6月10日

9時31分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	4
日程第4	発議第2号 那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
日程第5	報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について	9
日程第6	報告第3号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について	11
日程第7	報告第4号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について	13
日程第8	報告第5号 専決処分（令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認について	15
日程第9	報告第6号 専決処分（令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について	35
日程第10	報告第7号 専決処分（令和7年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について	38
日程第11	報告第8号 専決処分（令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について	39
日程第12	報告第9号 専決処分（令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認について	40
日程第13	報告第10号 令和7年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	42
日程第14	報告第11号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について	43
日程第15	報告第12号 専決処分（令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認について	44
日程第16	議案第38号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	47
日程第17	議案第39号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の	

	運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	48
日程第18 議案第40号	那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例	49
日程第19 議案第41号	令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）	51
日程第20 議案第42号	令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	74
日程第21 議案第43号	財産の取得について	76
日程第22 議案第44号	財産の取得について	77
日程第23 議案第45号	財産の取得について	77
日程第24 諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	78
日程第25 諮問第2号	人権擁護委員の推薦について	78

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	引 地 稔 治	2 番	吾 妻 正 崇
3 番	城 本 和 男	4 番	加 藤 康 高
5 番	藤 社 和 美	6 番	西 太 吉
7 番	曾 根 和 仁	8 番	東 信 介
9 番	松 本 和 彦	10 番	津 本 芳 光
11 番	勝 山 則 子		

3. 会議録署名議員の氏名

6 番	西 太 吉	7 番	曾 根 和 仁
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	鳥 羽 真 司
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄
総務課防災対策室長	毛 利 秀 基	税 務 課 長	増 田 晋
住 民 課 長	仲 紀 彦	福 祉 課 長	太 田 貴 郎
こども未来課長	寺 本 智 子	観 光 企 画 課 長	村 井 弘 和
農林水産課長	島 由 彦	建 設 課 長	井 道 則 也
会 計 管 理 者	竹 原 大 二	消 防 長	樫 尾 光 俊
教 育 次 長	中 村 崇	水 道 課 長	楠 本 定
病院事務長	寺 本 齊 弘		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
事 務 局 次 長	西 村 良 介
事務局副主査	榎 本 達 也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4 番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可いたしましたので、報告いたします。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう、御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に関しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を厳守し、携帯電話の電源をお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

本定例会につきましては、換気のため、議場の窓及び扉を一部開放して議事を行います。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、マスクの着用は自由となっております。

また、本定例会では本会議の様子を撮影し、3 階ロビーのモニターで中継しております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9 時 31 分 開会

○議長（加藤康高君） ただいまから、令和 8 年第 2 回那智勝浦町議会定例会を開会いたします。

会議の前に、4 月 1 日付で行われました職員異動について、総務課長のほうから報告させます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） おはようございます。

4 月 1 日付で人事異動がございましたので、異動のありました番外席職員の紹介をさせていただきます。前のほうにお願いします。

〔住民課長、福祉課長、総務課防災対策室長の紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 次に、4 月 1 日付で行われました議会事務局職員の異動について、局長から報告させます。

事務局長。

○事務局長（寺本尚史君） 議会事務局職員の御紹介をさせていただきます。

〔事務局次長の紹介〕

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9 時 32 分 開議

○議長（加藤康高君） 本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤康高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番西太吉議員、7番曽根和仁議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（加藤康高君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会の協議の結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

2番吾妻議員。

○議会運営委員長（吾妻正崇君） おはようございます。議会運営委員会の審議結果について報告させていただきます。

去る6月5日、議会運営委員会を開催いたしました。本定例会に付議すべき事件は、発議1件、報告11件、議案8件、諮問2件の合計22件となっております。

会期は、本日6月10日から6月19日までの10日間を予定しております。本会議4日、委員会4日、純休会2日となっております。

それでは、別紙議事予定表を御覧ください。

〔議事予定表朗読〕

報告は以上となります。どうかよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から6月19日までの10日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、会期は本日から6月19日までの10日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（加藤康高君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和8年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変御多用のところ御出席を賜りまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

このたび4月26日に執行されました那智勝浦町長選挙におきまして、町民の皆様方から御支持をいただきまして、改めて那智勝浦町長としての重責を担わせていただくことになりました。2期8年務めさせていただきました中で、皆様方の御協力の下、公約に掲げておりました津波避難困難地域解消のための築地地区をはじめとした4地区への避難タワーの建設や、消防本部の高台移転、防災センターの新設を実行し、災害対応力の底上げを行ったほか、長年の課題で

ありました新クリーンセンターの建設についても完遂いたしました。

今後、3期におきましても、引き続き「安心・安全のまちづくり」、「子ども・子育て支援」、「高齢者支援」、「産業振興による経済対策」、そして「環境保全への取組」を中心として、住んでよかった・住み続けたい・住んでみたいまちづくりを推進してまいります。そういったことで、議員の皆様方には格段の御指導と御鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

まず、防災・減災対策の関係でございます。報告いたします。本年3月25日、和歌山県が南海トラフ地震を対象とした地震動予測と津波浸水想定を公表いたしました。本町では発生頻度の高い三連動地震における最大震度が6弱から6強に上がることが示されました。本町はこれまで病院、消防本部の高台への移転や津波避難タワーの整備や住宅耐震化の推進などの対策を進めてまいりましたが、町民の生命と財産を守るために、引き続き防災対策に取り組んでまいります。

また、5月29日から気象庁の防災気象情報が新しくなりました。「河川氾濫」、「大雨」、「土砂災害」、「高潮」の4つに整理をされ、各種警報の名称にレベル1からレベル5までのレベル番号が明示されることで、避難行動がより分かりやすくされました。6月2日から3日にかけての台風では、この新しい防災気象情報に基づき、6月2日の夜間にレベル3大雨警報やレベル4土砂災害危険警報が発表される見込みであったことから、安全に避難しやすい明るい時間帯である15時に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、6月3日未明にレベル4「土砂災害危険警報」が発表されたことを受け、太田地区、下里地区に警戒レベル4「避難指示」を発令いたしました。

幸いにして人的被害は確認されておりませんが、職員が調査を行ったところ、幾つかの被害が発生しておりますので、復旧に向けた対応を進めているところでございます。本町としましても、住民への周知、庁舎内の情報共有体制の強化、自主防災組織との連携等を通じて防災体制をさらに強化してまいります。

次に、産業振興関係について御報告いたします。道の駅なちの指定管理業務に係る公募型プロポーザルを5月1日に開始をいたしました。5月22日の現地説明会には5つの事業者に御参加いただいております、11月まで事業者選定を行い、12月の第4回定例会に指定管理者の指定について御審議を賜りたいと考えているところでございます。

次に、庁舎整備関係について御報告いたします。新庁舎整備方針検討委員会より4月に中間報告として答申をいただき、ホームページで公表し、5月1日から31日の期間において町民の皆様方から意見募集を行いました。また、5月16日には「庁舎の今後を考える町民ワークショップ」を開催をし、現庁舎の課題や今後の在り方について意見を頂戴をいたしました。いただきました御意見につきましては、基本構想・基本計画の策定に向け、活用させていただきます。

それでは、今議会に提案させていただいております会議に付すべき事件について御説明させていただきます。

提案しております議件は、報告が11件、議案が8件、諮問2件、合計21件でございます。
個々の議案につきまして、簡単に御説明を申し上げます。

報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてにつきましては、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止をはじめ、所要の改正を行ったものでございます。

報告3、専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認につきましては、地方税法等の改正に伴い、子ども・子育て支援金に係る賦課限度額の設定、その他賦課限度額や減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについて改正を行ったものでございます。

報告第4号、専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてにつきましては、政令の改正に伴い、損害賠償の額の算定の基礎となる補償基礎額や扶養に係る補償基礎額の加算額について改正を行ったものでございます。

報告第5号専決処分（令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認についてにつきましては、歳入では、町税、地方交付税、国県補助金、町債など、歳出では、事業費の確定による減額、積立金の増額などについて調整を行ったものでございます。また、繰越明許が1件ございます。

報告第6号専決処分（令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認についてから報告第9号専決処分（令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認についてにつきましては、それぞれ事業費の確定による歳入歳出予算の調整を行ったものでございます。

報告第10号令和7年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてにつきましては、令和8年度へ繰り越した13の事業について、地方自治法施行令の規定により議会に報告するものでございます。

報告第11号令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書についてにつきましては、令和8年度へ繰り越した太田川送水管更新工事事業について、地方公営企業法の規定により議会に報告するものでございます。

報告第12号専決処分（令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認につきましては、民間事業者の新事業に係る事業化経費の助成に関する補正予算を専決処分したことについて、議会に報告するものでございます。

議案第38号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例及び議案第39号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の改正に伴い、新たに創設された満3歳以上限定小規模保育事業に関する基準整備など、所要の改正を行うものでございます。

議案第40号那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例につきましては、令和8年度末をもって閉園する勝浦こども園の記載を当該条例から削除する改正を行うものでございます。

議案第41号令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）につきましては、主なものとしたしましては、木戸浦グラウンド整備工事をはじめとする施設改修や、災害防除工事、旧クリーンセンター及び旧斎場の解体に係る事前調査、観光プロモーションなどを実施いたしたく、補正をお願いするものでございます。

議案第42号令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）につきましては、当事業で利用しているシステムの改修費の補正予算をお願いするものでございます。

議案第43号から第45号財産の取得についてにつきましては、塵芥収集車、災害対応特殊救急自動車及び高度救命処置用資機材の本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号、第2号人権擁護委員の推薦についてにつきましては、現委員2名の任期が12月31日をもって満了することから、両名を再度委員に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

最後に、追加議案につきましては、2件予定してございます。

議件については以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤康高君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 発議第2号 那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○議長（加藤康高君） 日程第4、発議第2号那智勝浦町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

局長より、発議第2号を朗読させます。

寺本局長。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔発議第2号朗読〕

2枚めくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

第3条は、個人識別符号について定めたものです。

第5号では、在留カードの番号が、出入国管理及び難民認定法、これまで第19条の4第1項第5号であったものが、第19条の4第1項第5号に改められました。

また、第16号では、介護保険法の第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号であったものが、第201条の2第1項に規定する被保険者番号等に改められたことにより、規則も改正させていただくことになったものです。

2枚目に戻っていただきまして、附則として、この規則は公布の日から施行するものです。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 提案理由の説明を求めます。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 提案理由につきましては、ただいま事務局長が説明したとおり、出入国管

理及び難民認定法の一部改正並びに介護保険法の一部改正に対応するためです。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

3 番城本議員。

○3 番（城本和男君） 1 点だけちょっとお伺いします。もう調べいただいていると思うんですけど、この出入国管理法については、条ずれで、そんなに変わってないんで、第19条の中で変わってるんですけども、この介護保険については、何か大きな改正があったのかどうかですね。12条の3というのが201条の2と大きく飛んでるんですけども、ちょっとこれ普通あんまりないんですけども、介護保険法の中でのことなんですけれども、何か追加されたのか、それとも全く別のところを参照しにしているのか、その辺りお伺いします。

もう1点、これ中身は変わらないのかどうかですね。その点お伺いします。

○議長（加藤康高君） 2 番吾妻議員。

○2 番（吾妻正崇君） すみません、お待たせしました。中身自体は変わらないんですけども、番号が飛んでいるというのは、ちょっと今はっきりと答えられないので、ちょっと調べてから御報告させていただきます。

○議長（加藤康高君） 休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9 時 57 分 休憩

10 時 00 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

2 番吾妻議員。

○2 番（吾妻正崇君） すみません、返答が遅れましてすみませんでした。

法律で第201条の2第1号中に被保険者番号の定義、保険者番号及び被保険者番号が規定されることとなりました。これに伴い、同条の規定により個人識別符号を定義することとするというのが令和8年4月1日から国のあれで決まりまして、それに合わせてのことになります。

御質問のあった番号が飛んでいるというのは、国が振った番号に対して合わせてるということなので、そこまでの理由はちょっと今、現段階は分からないんですけども、必要であれば、番号が飛んだ理由を調べさせていただきたいと思いますが、どうさせてもらったらよろしいでしょうか。

○議長（加藤康高君） 3 番城本議員。

○3 番（城本和男君） 内容に変わりがないということであれば、国の番号が振られていることで内容に変わりがないということであれば、このまま審議を続けられると思うんですけども、審議を続けていただきたいと思います。内容につきましては、後でまた教えていただければと思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認 について

○議長（加藤康高君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長増田さん。

○税務課長（増田 晋君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那智勝浦町税条例につきまして、所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものです。

次のページをお願いします。

令和8年3月31日付で専決処分をいたしております。資料につきましては、新旧対照表と関係資料をつけております。説明は関係資料のほうでさせていただきます。関係資料をお開きください。

従前より税務課の関係資料につきましては、改め文の下に四角で囲んで解説を入れておりましたが、改正条文や重複する内容が多くございましたので、主な改正内容をまとめた資料とさせていただきます。御了承のほどお願いいたします。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。今回の改正は、令和8年度国の税制改正に伴うものでございます。主な改正の柱は大きく3点ございます。

1点目は、軽自動車税環境性能割の廃止でございます。これは、米国の関税措置が我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和するとともに、国内自動車市場の活性化を図り、あわせて、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止されるものでございます。

2点目は、個人町民税における課税の特例措置の見直しでございまして、特定配当等に係る課税方式の統一及び肉用牛の売却所得に係る課税特例の延長でございます。

3点目は、固定資産税における特例措置の拡充及び新設でございます。バリアフリー改修を行った劇場・音楽堂に係る軽減措置の見直しと、令和6年能登半島地震に係る特例の新設でございます。

続きまして、改正の具体的な内容について御説明申し上げます。

まず、軽自動車税の環境性能割につきましては、令和8年3月31日をもって廃止することとし、これに伴い、関連条文であります第81条の3から第81条の8までを削除いたします。

また、国の改正により、種別割の名称が軽自動車税に改められたことを受けまして、条文中の種別割の表記を軽自動車税に整理いたします。これに合わせまして、納税義務者について、軽自動車等の所有者に課税する仕組みに統一するとともに、第87条関連の申告書様式の統一、さらに、申告、減免、徴収、過料等の関係規定の整理を行うものでございます。

なお、環境性能割の廃止に伴う町税の減収分につきましては、令和8年度は地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

次に、個人町民税の改正でございます。1点目、第33条第3項につきましては、同族会社等を含め株式等の保有割合が3%以上となる大口株主が内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当について、課税方式を見直すものでございます。これまではこれら大口株主が受け取る配当につきましては、支払い時の住民税の特別徴収配当割の対象外とされ、確定申告等による総合課税のみとされておりました。令和8年度改正により、当該配当につきましても支払い時に5%の住民税を特別徴収する仕組みへと変更されます。

2点目、附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例につきまして、畜産農家を支援するため、肉用牛の売却所得に係る町民税等を免除・軽減する措置で、適用期限を3年間延長するものでございます。

続きまして、固定資産税の改正でございます。1点目、附則第10条の3第16項では、バリアフリー改修を行った劇場・音楽堂に係る固定資産税等の軽減措置について、対象要件を見直した上で、適用期限を3年延長するもので、本町の減額割合は国の参酌基準である3分の1と定めるものでございます。

2点目、新たに附則第10条の5を新設いたしまして、令和6年能登半島地震により滅失または損壊した家屋の敷地であった土地について、令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税を引き続き住宅用地とみなし、課税標準の特例を適用することといたします。

次のページをお願いいたします。

その他の改正といたしまして、3点ございます。1点目、第18条の3の納税証明事項につき

まして、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う整理を行います。

2点目、第19条の延滞金規定につきまして、環境性能割の廃止に伴う条文3章の修正を行います。

3点目といたしまして、地方税法附則第5条の4の削除に伴う附則第7条の3及び附則第7条の3の2の改正を行うものでございます。これは、住宅ローン控除の町民税分につきまして、これまで申告型と申告不要型の2つの規定がございましたが、近年、国税との情報連携が進展いたしましたことにより、納税義務者御自身による申告を要する申告型の規定、附則第7条の3が不要となったため、申告不要型、附則第7条の3の2に一本化し、同条を附則第7条の3とする改正を行うものでございます。

最後に、施行日は令和8年4月1日でございます。経過措置といたしまして、固定資産税につきましては、令和8年度以後の年度分に適用することとし、令和7年度分までは従前の例によることといたします。軽自動車税につきましては、令和8年度以後の年度分に適用することとし、施行前に取得された軽自動車に係る環境性能割については従前の例によること、また、令和7年度分の種別割についても従前の例によることといたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第2号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 報告第3号について御説明いたします。

専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）した事件の承認について。  
次のページに専決処分書をつけてございます。

令和8年3月31日に専決処分を行いました。

次のページをお願いします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

資料としまして、新旧対照表をつけています。そちらを御覧ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日付で公布されたことに伴い、保険税の課税限度額及び減額措置に係る所得判定基準額の見直しを行うものでございます。

具体的な説明の前に、保険税及び減額制度について少し説明いたします。まず、保険税についてですが、4種類の課税区分がございます。医療費に充てる基礎課税分、それ以外では、後期高齢者支援分、介護納付金分、令和8年度から新たに追加となった子ども・子育て支援納付金分の4つに区分されます。次に、保険税の減額措置についてですが、所得基準に応じ、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3種類の減額制度がございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたします。

第2条第2項の改正は、保険税のうち基礎課税分課税額の限度額を66万円から67万円に改正するものでございます。

同条第5項の改正は、子ども・子育て支援納付金の課税額について、限度額を3万円に設定するものでございます。

2ページをお願いします。

第24条第1項の改正は、先ほどの第2条の基礎課税額の改正と同様に、限度額を67万円に改めるものでございます。

同項の（2）及び（3）の改正は、減額対象となる世帯の所得判定基準額を改正するものでございます。なお、（2）は5割軽減世帯、（3）は2割軽減世帯に関する規定で、改正内容としましては、世帯の所属者1名当たりの加算額について、（2）では30万5,000円から31万円に、（3）では56万円から57万円に改めるものでございます。

条例の改め文にお戻りください。

附則といたしまして、1、施行期日を令和8年4月1日とし、2で適用区分を定めています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 新旧対照表のほうで、改正後の分ですね、一番最後に、ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は3万円とすると。これが追加で出されていると思うんですが、もう少しちょっと詳しく説明してください。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

今回改正で令和8年度から新規で追加になりました子ども・子育て納付金分に関する限度額の設定についてもう少し詳しくということでございます。前回の定例会でこの子ども・子育て支援分については新たに課税するという事で条例改正させていただいております。今回の改正につきましては、前回の改正は子ども・子育て支援法に基づくもので改正させていただいております。今回なぜ後から3万円を設定させていただいたかということにつきましては、これは税法改正に伴うものでございまして、これが3月31日に公布されております。そして4月1日から施行されてございます。そういったことで今回追加させていただいております。

先ほど説明させていただきました4つの課税区分というのがございますけれども、それぞれに課税限度額が定めておりますので、今回、子ども・子育て支援法についてはまだ限度額を設定していなかったということで、国の税法改正に伴い、今回改正させていただいております。どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第7、報告第4号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 報告第4号専決処分（那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和8年3月31日に専決処分をさせていただいております。

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、本町におきましても、那智勝浦町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を同じく4月1日から施行させていただいたものでございます。

改正の経緯につきましては、令和7年12月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改めるものでございます。

改正の内容につきましては、関係書類として添付しております新旧対照表で御説明させていただきます。

第5条第2項第2号では、消防団員以外の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に改め、最高額を1万4,500円から1万5,500円に改めるものでございます。

第3項では、扶養に係る補償基礎額の加算額をそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表では、消防団員等の補償基礎額について、階級及び勤続年数により別表のとおり改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項に施行期日を、第2項では経過措置を記してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

報告第4号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

休憩します。再開10時35分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時24分 休憩

10時36分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 申し訳ございません。先ほどの報告第4号の説明の中で、第5条第2項第2号の最高額の説明で、1万5,000円と言うべきところを、誤って1万5,500円と言っていました。恐れ入りますが、1万5,000円に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 報告第4号について、消防長より訂正の申出がございました。
お諮りします。

消防長の申出のとおり訂正することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、訂正をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 報告第5号 専決処分（令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した 事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第8、報告第5号専決処分（令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 報告第5号専決処分（令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和8年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第11号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,555万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億9,988万4,000円とするものでございます。第2条では繰越明許費の補正を、第3条では地方債の補正をそれぞれお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入です。

款1町税から、1枚めくっていただきまして、5ページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額117億9,544万2,000円に補正額で1億9,555万8,000円を減額し、計で115億9,988万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費から、1 枚めくっていただきまして、8 ページの款12諸支出金までで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

9 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正でございます。

歳出予算の経費のうち、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みであるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名、紀伊勝浦駅構内連絡橋修繕事業で、96万8,000円の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。

第 3 表、地方債補正でございます。

起債の目的欄中、公共事業等から一番下の脱炭素化推進事業まで、借入限度額の確定により、計の補正前の限度額18億7,150万円から、補正後の限度額を17億9,920万円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款 1 町税から、次のページの款22町債まで、歳入合計で補正前の額117億9,544万2,000円、補正額は1億9,555万8,000円の減額、計で115億9,988万4,000円となっております。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費から款12諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で9,142万8,000円の減額、地方債で7,230万円の減額、その他で9万1,000円の減額、一般財源は3,173万9,000円の減額となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。ここからは、総務課の関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款 2 地方譲与税、目 1 地方揮発油譲与税から、19ページの款12交通安全対策特別交付金まで、それぞれ交付金等の額の確定により補正をお願いしております。そのうち、19ページ中段の款11地方交付税につきましては、補正額が8,634万5,000円の増額で、計で43億8,338万2,000円となっております。内訳としまして、普通交付税が38億6,703万7,000円、特別交付税が5億1,634万5,000円となっております。

23ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、2 行目の節 3 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の399万6,000円の減額につきましては、地域公共交通活性化協議会

を經由して交付されるため、予算科目を雑入に変更することから、全額を減額するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金、補正額102万8,000円につきましては、3件の御寄附をいただいたものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、7,500万円の取崩し予算を計上しておりましたが、決算見込みから全額減額するものでございます。目2減債基金繰入金につきましても、同様に3億5,000万円の取崩し予算を計上しておりましたが、決算見込みから1億5,000万円を減額し、2億円とするものでございます。

29ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入のうち、説明欄記載の（総務課分）の1行目と2行目の市町村振興協会市町村交付金は、それぞれの宝くじに係る交付金の額の確定によるものでございます。説明欄3行目の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金につきましては、金額が確定したとと合わせまして、予算科目を国庫補助金から雑入に変更しております。説明欄4行目のデジタル基盤改革支援補助金につきましては、業務システムの標準化作業に対するもので、実績により減額するものでございます。

30ページをお願いいたします。

款22町債につきましては、目1民生債から、次のページの目8総務債まで、それぞれ起債額の確定により補正をさせていただいております。

32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額923万1,000円の減額につきましては、内訳といたしまして、節2給料から節4共済費までは病気休職や育児休業等で減額となったものでございます。節10需用費から節18負担金、補助及び交付金までは、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

目3財産管理費、補正額471万3,000円の減額につきましては、節11役務費と節12委託料で、それぞれ説明欄に記載の施設維持に必要となる予算について、実績見込みにより減額するものでございます。

目4出張諸費、補正額30万円の減額は、節10需用費の修繕料で、目6電子計算費、補正額373万6,000円の減額は、節12委託料の電子計算機システム改修・構築委託などで、それぞれ実績見込みにより減額するものでございます。

33ページをお願いいたします。

目10町営バス運行費、補正額17万円の増額につきましては、燃料費の高騰により増額するものでございます。

目11諸費、補正額40万円の減額につきましては、節19扶助費で、説明欄記載の見舞金の実績がなかったため、減額するものでございます。

39ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費につきましては、町立温泉病院事業に寄附金を頂いたことに伴い、財源内訳を変更するものでございます。

50ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目3公共施設整備基金費の補正額1億6,000万円の増額は、剰余金見込額を基金に積み立てるものでございます。

51ページから56ページまでは給与費明細書でございます。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 防災対策室長毛利さん。

○総務課防災対策室長（毛利秀基君） 防災対策室関係について御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、補正額726万円の減額につきましては、説明欄に記載の住宅耐震補強設計及び改修事業をはじめ、3件に係るものでございます。それぞれの事業費の確定に伴う減額でございます。

27ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、補正額91万2,000円の減額につきましては、説明欄に記載のブロック塀耐震化促進事業に係るもので、事業費の確定に伴う減額でございます。

46ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、目5災害対策費、補正額1,926万5,000円の減額の内訳につきましては、節12委託料で、説明欄記載の内水浸水想定区域図作成業務委託料をはじめ、3件の実績見込みにより493万9,000円の減額でございます。また、節14工事請負費で、築地地区津波避難施設整備工事などの事業費実績に伴い793万1,000円の減額、また、節18負担金、補助及び交付金では、説明欄次ページまでの記載の住宅耐震化促進事業補助金をはじめ、3件の事業費確定により639万5,000円を減額するものでございます。

防災対策室からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 税務課長増田さん。

○税務課長（増田 晋君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1町税、項1町民税から、次のページ下段の項5入湯税まで、それぞれ町税の決算見込みによる補正をお願いするものでございます。そのうち、項1町民税につきましては、所得の増加等により、個人で2,651万6,000円、法人で761万5,000円、計3,413万1,000円の増額でございます。

26ページをお願いいたします。

1 行目、款16県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費補助金、節 1 県税徴収補助金でございますが、決算見込みにより217万4,000円の増額をお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 2 徴税费、目 1 税務総務費につきましては、先ほど歳入で御説明しました県税徴収補助金を受け入れたことによる財源内訳の変更でございます。

目 2 賦課徴収費、節22償還金、利子及び割引料でございますが、説明欄記載の過誤納金還付金で、決算見込みにより105万2,000円の減額をお願いするものでございます。

税務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 住民課の関係について御説明いたします。

21ページをお願いします。

歳入でございます。

下段の款14使用料及び手数料、項 2 手数料、目 1 総務手数料、節 4 戸籍手数料及び目 2 衛生手数料、節 3 廃棄物処理手数料の減額は、実績によるものでございます。なお、廃棄物処理手数料につきましては、令和 6 年10月からの料金改定に伴い予算を増額しておりましたが、例年並みの実績となり、減額するものでございます。

23ページをお願いします。

款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍の振り仮名登録業務に関する補助金で、事業費の確定による減額でございます。

下段の目 3 衛生費国庫補助金、節 2 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金と、24ページをお願いします。節 3 廃棄物処理施設整備交付金は、説明欄の新クリーンセンター整備事業に係る補助金の精算に際し、補助対象経費が増額となったためでございます。

26ページをお願いします。

款16県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費補助金、節 9 重度心身障害児者医療費補助金は、医療費の実績による減額でございます。

34ページをお願いします。

歳出でございます。

下段の款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、節11役務費及び節12委託料は、主に戸籍の振り仮名登録業務に関する費用で、実績による減額でございます。

次のページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節27繰出金は、特別会計の決算見込みによる減額でございます。

36ページをお願いします。

目 8 重度心身障害児者福祉医療費、節19扶助費は、医療費の実績による減額でございます。

38ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄の環境衛生施設一部事務組合負担金は、決算に伴う本町負担分の減額で、次の浄化槽設置整備事業費補助金は、設置数25基で、実績による減額でございます。

40ページをお願いします。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費、節10需用費は、実績によるもので、説明欄の消耗品費につきましては、指定ごみ袋の購入費の減額でございます。節11役務費につきましても、実績によるもので、説明欄、手数料の主なものとしましては、粗大・資源化物等処分手数料や指定ごみ袋売りさばき手数料の減額でございます。節12委託料、説明欄の最終処分物運搬業務委託は、焼却残渣等の処分に係る費用で、実績による減額でございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄の紀南環境広域施設組合負担金は、田辺市にある廃棄物最終処分場の負担金の精算に伴う減額でございます。

目 2 新クリーンセンター整備事業費は、補助金の増額補正に伴う財源内訳の変更でございます。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 水道課の関係につきまして御説明申し上げます。

38ページ最下段及び39ページ上段をお願いいたします。

歳出でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 7 那智の郷污水处理費、節10需用費16万9,000円の減額と、節24積立金16万9,000円の増額につきましては、需用費確定に伴う減額分を、説明欄記載、那智の郷共同污水处理施設事業基金に積み立てるものでございます。

水道課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 福祉課の関係について説明させていただきます。

20ページをお願いします。

歳入です。

款13分担金及び負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金、節 1 老人保護措置費負担金の122万7,000円につきましては、養護老人ホームに入所されている方の個人負担金の実績見込みによる増額です。

22ページをお願いします。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 障害者自立支援給付費負担金と節 3 障害児施設給付費等負担金につきましては、国 2 分の 1 の負担金の額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1地域生活支援事業費補助金の788万9,000円の減額は、障害児者に対する支援事業の補助金額確定によるものです。

25ページをお願いします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節3障害者自立支援給付費負担金と節5障害児施設給付費等負担金につきましては、県4分の1の負担金の額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節3地域生活支援事業費補助金の30万5,000円の減額は、国庫補助金と同様に、障害児者に対する支援事業の補助金確定によるものです。

29ページをお願いします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄上から7行目の各種検診個人負担金につきましては、がん検診に関する個人負担金の実績見込みによるものです。

35ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金の268万8,000円の減額は、町社会福祉協議会の事業等の精算によるもので、節19扶助費の福祉手当は、障害児者を看護している方や特定疾患の方などに支給するもので、実績見込みによる減額です。

目3老人福祉費、節14工事請負費、説明欄記載の正和荘浄化槽・トイレ改修工事は、当初想定していた浄化槽よりも小規模なものを設置できたことから、294万6,000円の減額を行ったもので、節19扶助費の養護老人ホーム保護措置費は、実績見込みによる減額です。節27繰出金は、特別会計のほうで説明させていただきます。

目7障害者福祉費、節12委託料205万8,000円の減額は、説明欄記載の4つの事業委託の実績見込みによるもので、節19扶助費の減額につきましては、説明欄記載の児童発達支援費から、次のページの更生医療費まで、実績見込みにより減額するものとなっています。

36ページをお願いします。

目10福祉健康センター費、節10需用費は、ボイラー用の燃料費の減額です。節14工事請負費、説明欄記載の福祉健康センター空調設備改修工事は、事業費の確定によるものです。

目12物価高騰対応重点支援事業、節18負担金、補助及び交付金1,147万円の減額につきましては、住民税、所得税の定額減税において減額し切れない分を給付するもので、2,000件を見込んでいましたが、実績が1,500件となっています。

38ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料792万5,000円の減額は、説明欄記載の2つの予防接種の実績見込みによるもので、2行目の高齢者新型コロナ予防接種は、700名を見込んでいましたが、実績は285名となっています。節18負担金、補助及び交付金の予防接種費用助成金は、町内の方が里帰りや進学等により県外で予防接種を受けたときの助成金で、子宮頸がん予防接種60回分を含む予算を見込んでいましたが、子宮頸がんの予防接種の実績が13回だったことから、減額を行ったものです。

目 5 健康増進費、節12委託料308万1,000円の減額につきましては、説明欄記載の5つのがん検診委託の実績見込みによるものとなっています。

福祉課の関係については以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

21ページをお願いします。

歳入でございます。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 民生使用料、節 1 保育所使用料446万円の増額は、ゼロ歳児から2歳児に係る保育料で、年度切替えによる保育料の増減、また年度途中での入園が増えたことによるものでございます。

22ページをお願いします。

款15国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 6 子どものための教育・保育給付費負担金378万円の減額は、説明欄記載の天満保育園から大野保育所の実績見込みによる給付費負担金について、国の交付決定が3.45%減となっていることから減額するものでございます。なお、令和8年度の実績額の確定を行う際に追加交付となります。次の節7児童手当負担金578万7,000円の減額は、説明欄記載の児童手当負担金の確定による減額でございます。

23ページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 2 民生費国庫補助金、節 3 地域子ども・子育て支援事業費補助金146万円の増額は、学童保育事業に係る補助金で、人事院勧告による報酬等の人件費の増額によるものでございます。次の節5結婚新生活支援事業費補助金96万7,000円の減額は、事業費の確定による減額でございます。

25ページをお願いします。

款16県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費負担金、節 9 子どものための教育・保育給付費負担金7万5,000円の減額は、実績見込みによる減額でございます。次の節10児童手当負担金66万3,000円の減額は、国庫負担金と連動した県負担金の減額でございます。

26ページをお願いします。

項 2 県補助金、目 2 民生費補助金、節11地域子ども・子育て支援事業費補助金146万円の増額は、学童保育事業に係る国庫補助金と連動した県補助金の増額でございます。

次の目3衛生費補助金、節8妊産婦アクセス支援事業補助金22万3,000円の減額は、妊産婦アクセス支援事業に対する補助金の額の確定による減額でございます。

29ページをお願いします。

款21諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入の説明欄記載のこども未来課分、広域保育児童受託費379万1,000円の増額は、町外在住児童を町内公立保育所・こども園で受け入れた場合に関係市町村から受け入れる受託費の額の確定に伴うものでございます。

36ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 9 ひとり親家庭等福祉医療費、節19扶助費50万円の減額は、

ひとり親家庭医療費の実績見込みによる減額でございます。

37ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19扶助費110万円の減額は、赤ちゃん誕生祝い金の支給実績による減額でございます。実績としまして、43人分を支給してございます。

目2児童措置費、節1報酬319万2,000円と節4共済費269万8,000円の減額は、会計年度任用職員の保育士や調理員、学童支援員などの勤務実績によるもので、節10需用費95万円の減額は、説明欄記載の保育所等の修繕料及び給食材料費の実績による減額でございます。節19扶助費703万円の減額は、説明欄記載の児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

目4子ども医療対策費、節19扶助費128万3,000円の減額は、子ども医療費の実績による減額でございます。

38ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目6母子対策費125万7,000円の減額は、節7報償費から節18負担金、補助及び交付金の減額で、それぞれ説明欄記載の事業に係る実績に伴う減額でございます。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課の関係について説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

款13分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節3小規模土地改良事業費の減額につきましては、実績に伴う減額でございます。

21ページをお願いいたします。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節5那智駅交流センター使用料の減額につきましては、入浴売上料で、実績に伴う減額でございます。

26ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節6小規模土地改良事業費補助金の減額につきましては、実績に伴う減額でございます。節9農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金の減額につきましては、各事業費の確定によるものでございます。こちらにつきましては、当初予算ではこちらの節内に那智勝浦町鳥獣害防止対策協議会事業に対する捕獲補助分と和歌山県の捕獲事業補助分の2つを計上しておりましたが、事業主体が違うことから、今回こちらには県の捕獲事業分の補助金を計上するよう整理させていただいております。節11鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の増額につきましては、先ほど説明させていただきました節9のうち、那智勝浦町鳥獣害防止対策協議会が事業主体の捕獲補助分をこちらに計上しております。

27ページをお願いいたします。

節12海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金の減額につきましては、事業実績がなかったため皆減となっております。

29ページをお願いいたします。

款21諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入、節 1 雑入、説明欄中段の水産鮮度保持施設等維持協力金につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社からの受入れ分で、実績による減額でございます。

41ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 那智駅交流センター管理費、節 1 報酬の減額につきましては、会計年度任用職員報酬に係るもので、年度途中に 1 名減となったことによるものでございます。節10需用費の減額につきましては、浴場の休業等による消耗品費、燃料費、光熱水費の減額でございます。節14工事請負費の減額につきましては、高圧受電設備改修工事の実績によるものでございます。節17備品購入費の減額につきましては、交流センター用トラックの購入予定でしたが、鳥獣害対策の地域おこし協力隊車両を代用したことにより購入をしませんでした。

目 6 小規模土地改良事業費、節12委託料の減額につきましては、下里用水路改修事業の事業費確定によるものでございます。

42ページをお願いいたします。

項 2 林業費、目 2 林業振興費、節 7 報償費の減額につきましては、有害駆除報償の実績によるものでございます。節12委託料の減額につきましては、地域おこし協力隊の募集に関して、無料の求人広告を利用したことによる減額、下段は、現状 1 名の欠員となっており、その後の補充がなかったことによるものでございます。節14工事請負費の減額につきましては、林道西中野川線道路災害防除工事 2 件に係る実績によるものでございます。節18負担金、補助及び交付金の獣害対策補助金の増額につきましては、電柵等設置に対する補助で、実績によるものでございます。

目 3 森林環境整備費、節12委託料の減額につきましては、説明欄の森林経営管理意向調査実施業務委託をはじめ、委託業務の実績によるものでございます。節18負担金、補助及び交付金の減額につきましては、説明欄の危険木伐採等補助金をはじめ、各補助事業の実績によるものとなっております。節24積立金の増額につきましては、森林環境整備費の委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金の執行残額を基金に積立てするものでございます。

43ページをお願いいたします。

項 3 水産業費、目 1 水産業総務費、節12委託料の減額につきましては、説明欄記載の補助事業の実績がなかったため減額するものとなっております。節14工事請負費の減額につきましては、説明欄記載の工事等事業費の確定によるものでございます。節24積立金の増額につきましては、那智勝浦冷蔵株式会社施設維持協力金の実績によるものでございます。

目 2 水産振興費につきましては、財源内訳の変更でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4新しい地方経済・生活環境創生交付金の減額は、説明欄記載のそれぞれの事業の完了に伴うものでございます。

26ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費補助金、節4移住支援事業補助金の減額は、実績がございませんでしたので、皆減となっております。

次のページをお願いします。

款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、説明欄記載のそれぞれの基金利子の利率上昇によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業寄附金は、寄附額の決算見込みに伴うものでございます。節2まちづくり応援寄附金1,274万9,000円の増額は、説明欄記載の令和7年度ふるさと納税の決算見込みに伴うものでございます。

次のページをお願いします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、観光企画課分は下から5行目となります。那智勝浦町地域公共交通活性化協議会からの繰入金で、これまで繰越した分を処理したものでございます。

33ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10需用費及び節11役務費の減額は、ふるさと納税に係る費用の決算見込みによるものでございます。

節12委託料1,324万9,000円の減額のうち、説明欄記載のシティプロモーション業務委託は、町の魅力を効果的に情報発信するもので、事業完了に伴う減額でございます。その下の関係人口拡大による連携地域活性化事業実施業務委託につきましても、事業完了に伴う減額でございます。その下、地域おこし協力隊業務委託は、協力隊員がなかなか確保できず、大きなマイナスとなっておりますが、活用実績による減額でございます。

節14工事請負費の減額は、備考欄記載の工事に係る事業完了に伴うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金1,934万1,000円の減額のうち、説明欄記載の移住・交流推進事業補助金は、事業実績によるものでございます。その下の移住支援補助金は、移住に係る実績がなく、皆減となっております。その下のスペースポート紀伊周辺地域協議会負担金は、協議会が実施した事業の決算見込みによる減額でございます。その下の地域公共交通活性化協議会負担金は、太田地区で実施しました実証事業が国土交通省の交通空白解消緊急対策事業に採択されたための協議会の負担の減少によるものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金の減額は、説明欄記載の空き店舗活用事業補助金の実績見込みと、那智勝浦まちなか商品券事業補助金、昨年1人当たり1万1,000円の物価対策商品券配布事業の決算見込みによるものでございます。

次の44ページをお願いいたします。

項2観光費、目1観光総務費、節18負担金、補助及び交付金の減額は、那智勝浦観光機構補助金の減額で、主な要因は、機構のスタッフが確保できなかった分の人件費等によるものでございます。

目2観光振興費、節10需用費の減額は、説明欄記載のそれぞれの決算見込みによるものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の減額は、説明欄記載、新米キャンペーン補助金については、旅館組合に対しての補助でありましたが、昨年、組合の解散に伴い皆減となっております。次の体験観光事業者スタートアップ支援事業につきましては、1件応募がございましたが、内容を精査した結果、採択しませんでしたので、皆減ということになっております。

最後、50ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目6那智の滝源流水資源保全事業基金費、節24積立金302万3,000円の減額と、目7まちづくり応援基金費、節24積立金2,849万4,000円の増額につきましては、寄附金実績による積立額を変更補正するものでございます。

観光企画課の関係は以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして説明いたします。

24ページをお願いします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節2社会資本整備総合交付金と節3道路メンテナンス事業費補助金の減額は、説明欄記載事業の額の確定によるものです。なお、詳細は後ほど歳出で説明いたします。

44ページをお願いします。

歳出です。

款7土木費、項1土木管理費、目2大谷地区残土処理場整備事業費、節12委託料の減額は、那智勝浦町建設業組合に委託しています残土処理場整地業務日数の確定によるものです。

45ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節12委託料の減額は、国道42号から町立病院につながる朝日18号線道路改良事業に伴う建物等移転補償金算定業務の額の確定によるものでございます。

目3橋梁維持費、節12委託料と節14工事請負費の減額は、事業の額の確定によるものです。なお、紀伊勝浦駅構内連絡橋修繕工事の減額については、令和6年度から令和8年度の3年間にわたり修繕工事を行っています、令和7年度分において工事内容を精査した結果、工事期間の縮小による減額です。

項5都市計画費、目3都市公園費、節14工事請負費の減額は、額の確定によるものでございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄記載の消防本部分、消防団員公務災害補償共済につきましては、実績見込みにより減額するものでございます。

46ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の消防救急デジタル無線運営協議会負担金につきましては、事業費実績に伴う減額でございます。その下、新宮市・那智勝浦町消防通信指令事務協議会負担金につきましては、事業費確定による減額でございます。

次に、目2非常備消防費、節1報酬、説明欄記載の火災出動報酬につきましては、支払額確定による減額でございます。次に、節7報償費、説明欄記載の消防団員退職報償金につきましては、支払額確定による減額でございます。福祉共済制度弔慰金につきましては、支払い事象がなかったことから全額減額するものでございます。

次に、目3消防施設費、節14工事請負費、説明欄記載の防火水槽耐震化補修工事につきましては、事業の額の確定による減額でございます。

次に、節17備品購入費、説明欄記載の消防ポンプ自動車1台につきましては、事業の額の確定による減額でございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係でございます。

予算書の24ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節2特別支援教育就学奨励費補助金につきましては、事業実績に伴う減額でございます。節3公立学校情報機器整備費補助金につきましては、事業費確定による減額でございます。

27ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目7教育費補助金、節8和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金の減額につきましては、小・中学校給食費の事業実績に伴う減額でございます。

29ページをお願いいたします。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入、説明欄記載の中学校給食費につきましては、職員分の給食費の実績による減額でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額176万3,000円の減額は、節1報酬につ

いて、指導主事の勤務実績により報酬を減額するものです。

目 3 教育諸費101万9,000円の減額は、節18負担金、補助及び交付金、高等学校通学費補助について、実績に伴う減額でございます。

48ページをお願いいたします。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費1,563万8,000円の減額は、内訳としまして、節 1 報酬から節 4 共済費までの減額につきましては、特別支援教育支援員、用務員、給食調理員等、会計年度任用職員の勤務実績によるものです。節14工事請負費につきましては、校内通信ネットワーク整備工事費の精算による減額、節17備品購入費につきましては、スクールバス購入に係る事業費確定分の減額でございます。

目 2 教育振興費415万5,000円の減額につきましては、節18負担金、補助及び交付金、学校給食費助成事業補助金について、実績に伴う減額でございます。

49ページをお願いいたします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費287万7,000円の減額は、内訳としまして、節 1 報酬、特別支援教育支援員や用務員等の会計年度任用職員の勤務実績による減額、節14工事請負費につきましては、校内通信ネットワーク整備工事の精算による減額でございます。

目 3 給食管理費の354万7,000円の減額につきましては、節 1 報酬について、給食調理員の勤務実績により報酬を減額するものです。

項 4 社会教育費、目 4 社会教育総務費128万4,000円の減額は、節 1 報酬、人権教育啓発指導員の勤務実績によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

項 6 保健体育費、目 3 体育文化会館管理費64万3,000円の減額につきましては、節14工事請負費、シャワー室改修工事の精算によるものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

2 番 吾妻議員。

○2 番（吾妻正崇君） ちょっと教えてほしいんですけど、41ページ的那智駅交流センター管理費のことなんですけど、僕ら予算通していてちゃんと分かってないといけないんですけど、すみません、900万円の入浴料を減らして、経費とかも落ちてるんですけども、一般財源が170万円増えているということは、これ止めたことによって出費がかさんでいるというか、お金がまた要ったということなのか、売上げは計上してたけど、経費は計上してなかったからこういうことが起こってあるのかというのがちょっと分からないので、その辺をちょっと教えてください。

45ページの橋梁維持費の橋の勝浦駅の修繕工事の件なんですけども、4,900万円減額で、期間が短くなったことによるという御説明だったんですけど、すごいうれしいような感じはするんですけども、同時に怖いなって思ってたのが、金額がすごい高いということで委員会でも話題になってまして、でも、J Rやからこれぐらいかかりますよっていう御説明だったんだと思いますけど、こんだけぶれるってことは、もし期間こんだけかかったんだよって言われてた

ら、こんだけ払ってたってことになると思うんで、その辺はもうちょっと、どういう経緯でこんだけずれたのかということと、もしその部分に対策するとしたらどんなことができるのかなと思って、答えられるのであれば教えてください。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） JRの大きい減についてということですけども、ちょっと最初から説明させていただきますと、令和6年から6、7、8と3年間の債務負担行為設定して行っている修繕工事です。そして、これが令和7年度の分として予算計上を進めていく4月に、年度当初にJRと協定結ぶんですけども、そのときに、実際の工程ですね、実働日数とか、一番大きい理由としては、夜間工事なんかを行うので、足場をかけて、そしてまた朝には撤去すると。その作業がすごくかかりますので、債務負担行為の全体設計のときにはちょっと期間を多く取っているそうなんです。ただ、令和7年度、実際の施工の計画を立てたところ、非常にぐっと縮めることができた。そして、足場なんかもその関係ですごく少なくなったために、このような大きい減額ということになっています。

そして、対策というか、私どもも適正にこの支出がされているかどうか、段階段階で担当者とお話をしながら、最終もその確認をしながら支出しておりますので、対策というのはちょっと難しいかも分らないです。ただ、支出に対しての、適正に出ているかどうかという、その確認はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） すみません、那智駅交流センターの補正、900万円減額したのに一般財源が増えてるところなんですけども、ちょっと調べさせてもらって、また後ほど回答させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 橋のJRの件なんですけども、すごい額なんで、こんだけ工程がかかるというので初め金額出ていると思うんですけども、その段階でもすごい額ずれてあるんで、今後同じような場合がある場合、しっかり注意していただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤康高君） 7曽根議員。

○7番（曽根和仁君） 地域おこし協力隊のことでちょっと伺いたいんですが、採用がなかったということなんで、企画と農水それぞれ聞きたいんですが、応募があっただけども、面接の結果、採用に至らなかったのか、そもそもそういう問合せ自体なかったのか、ちょっと状況を教えてほしいと思います。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係についてお答えします。

1年通して全体で4名の方、太田1名、色川2名、そして空き家対策1名ということでの当初予算でございましたが、残念ながら、結果的には3名の雇用、それも1年通してというのが

なかなか難しいことではございました。また、採用の方法としましては、町のホームページであったり、有料の媒体を使っているところで、やっぱりなかなか目にしてもらえるところが少なく、やっぱり応募される方がほとんどなかったというのが現状でございます。ということで、今後は応募の仕方であったり、目にしていただける方法も検討すべきかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課関係も、地域おこし協力隊、獣害対策1名欠員となっております。昨年度、実際は2名申込みがございました。ただ、かなり高齢の方がエントリーされたということで、長い期間従事していただきたいということもありますし、それが重要な選定、選ばなかったという結果なんですけども、一応問合せ等はちょくちょくあるんですが、現状そういった状況で採用に至っておりません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 7番曽根議員。

○7番（曽根和仁君） 企画の課長の答弁で、いろんな媒体を駆使して募集しているということだったんですが、役場のホームページでも募集しているということだったんですが、私は割合、ホームページ、役場のは細かいところをチェックしてるほうなんですけど、ぱっと見た感じで、ホームページでね、うちの町では地域おこし協力隊を募集してますというようなものが目立つところに見えないんですよ。

本当に募集しているのであれば、そういう専門の媒体で力を入れるのはもちろんですけど、役場のホームページのもっと目立つところに、うちの町では協力隊を募集してます、こういう分野でこういう仕事でというのをもっと目立つ形でやったらいかかなと。私の考えなんですけどね。ホームページを見る方にもうちょっと目立つ場所でいうのもありますので、また御検討ください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 曽根議員おっしゃるとおり、少しでも目について、有効な施策、方法は必要かなというふうに考えております。その辺は少し工夫をしながら、ホームページでも目につくような形でしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 二、三点お伺いします。29ページの地方公共交通活性化協議会の繰入金ですね。85万2,000円、これは過年度の分か何かの補助負担金か何かは戻ってきたのかどうか。

それと、その関係の33ページですね。同じですね。33ページの地域公共交通活性化協議会の負担金1,486万6,000円の減額なんですけど、これは採択されて減額になったみたいな説明を聞いたんですけども、ちょっと聞き間違いかも分かりませんが、そこら辺りちょっと教えてもらいたいんですが、この減額となった理由ですよ。

それと、33ページ、同じく33ページですが、シティプロモーションの業務委託、減額になっ

てあるんですけれども、これ幾らなやつが幾らに減額されて、ちょっと聞きたいのが効果なんですよ。減額になったんですけども、どれぐらい効果あったのかどうか。それがどういうものなのかが私自身ちょっと把握できないものですから、勉強不足で。ちょっと教えていただきたいなと思います。

もう1点、重なって申し訳ないんですが、44ページの観光機構の補助金なんですけれども、これはスタッフが確保できないということで減額になってるんですけれども、いろんな事業を観光機構、また次、補正でも上がってきているんですけれども、その人材が確保できないような状態で、いろんなこういう事業が十分できてるのかなと。まず人材確保のほうが大事なんじゃないかなと思うんですけれども、その辺り、観光機構の、今回減額になってあるんですけれども、事業に関してはどうなのか、うまくいっているのかどうか、その辺りをお伺いします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） ありがとうございます。まず、29ページ的那智勝浦町地域公共交通活性化協議会の繰入金の関係でございます。協議会のほうに町から負担金ということで、通帳会計で協議会はやっております。こちらについては、令和5年度からの事業でありまして、令和5年、6年度の過年度分を繰り入れている、戻入れしているところでございます。

同じく33ページの負担金、補助金ということでございます。こちらについては、説明でもありましたように、国の国土交通省の交通空白解消緊急対策事業というところの採択を受けました。協議会として採択を受けておりますので、協議会に入ります、その補助金。もともと補助金なしに、当初予算、町として取って、協議会のほうに入れてましたので、国の補助金が採択され、入りましたので、その差分を返していただいたというか、町に戻したので、町の実質負担額は減っているというところでございます。

同じく委託料のシティプロモーションのところでございます。当初予算こちら1,000万円でございます。決算額799万円ということで、201万円の減額ということになっておりますけど、全体的には5社とやっております。1つの会社ではなくて、5社の会社と契約をしております。少しお時間いただければと思いますが、例えば紙媒体で、要は都市部の富裕層に刺さる紙媒体、広報誌の中に那智勝浦町の広告を載せていただく。

また、SNSについても、こちらも2年前から行っていたいておるんですが、今回、令和7年度では予算化して、実際、SNSのキャンペーンをしていただいて、こちらについてはフォロワー数が1,267人から、1年間で3倍強の4,127人にフォロワー数が伸びているというところでございます。あと、LINEの公式アカウントも運営をお願いしておりまして、こちらについても、LINEの登録者数で言うと、1年間で、当初、昨年の6月が415人、今年の6月が789人ということで、300人ほど増えているというところでございます。

あと、いろいろ首都圏のメディアを通じた本町の魅力発信というところで、もともと我々の持っているイベントであったり、例えばカンボジアの事業をやりましたよということを、東京のメディアであったり、そういうところ的那智勝浦町を見ていただくというか、知っていただくような取組をしております。もっと詳しいことについてもまた決算のほうでも御説明したい

なというふうに思っておりますが、以上とさせていただきたいと思います。

あと、機構ですね。機構の人件費でございます。今回、人件費については、令和7年度で申し上げますと、なかなかプロパーの職員が公募をかけても集まりませんでした。3番議員おっしゃっていたように、今年度、補正予算も今定例会で上げておりますが、令和8年のこの4月からはプロパー2名が充足されましたので、その辺については、今の人員では昨年度より人力的なところで言うと充足されているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 説明を受けてよく分かりました。シティプロモーションの関係なんですけども、これはこの議案じゃないんですが、後からの補正で、観光機構のほうでメディアへの発信というのがあるんですけども、これ何かちょっと当局のほうと観光機構のほうと振り替わったみたいな感じがするんですけども、そこら辺り、どっちなのか。両方やるのか、今回は年度違いますけども、どっちがやるべきことなのかなという整理も必要なのかなと思います。

それと、例の公共交通の活性化協議会なんですけども、これは太田でやって、実証実験としてはよかったと思うんですけども、ちょっと気になるのが、通帳会計という言葉がよく使われるんですけども、これおかしくないですか。通帳会計というのがあるということは、それは町から負担金を出して、そこでどういう会計をされているのか。おかしくないですか。いいんですかね。

その辺り、どういう事業体でどういう会計処理がされているのか。それ何か役場が持っていないですか。何か通帳会計という言葉からするとですね。それちょっと会計の仕方のやり方として、教育委員会も今回こちらのほうは一般会計のほうへ入れてやってましたけども、このやり方というのはちょっとどうなのかなと思うんですけども、その辺りちょっとお伺いします。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） すみません、地域公共交通活性化協議会の会計のことについての御質問でございますけども、協議会単体で独立して運営を行っております。ただ、事務局を観光企画課のほうで持っておりますので、ちょっと言葉不適切かもしれませんが、通帳会計という表現となってしまいました。実際、事務局を観光企画課のほうでその協議会の事務局を持っているということで御理解いただければと思います。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 事務局のほうでそういう会計を預かっていると。その会計処理なんですけども、ちゃんとやっぱり差引きがきっちりつけてあって、支出調書、収入調書、決裁ですよ、そういうのがしっかりしているのかどうか。これは町が預かっているみたいな感じですけども、ちょっとこれはまずいかも分かりません。協議会として独立して預かっていることになっていると思うんですけども、その会計処理がちゃんとできてるのかどうか。

これは監査委員さんの範囲ではないですよ、またこれ。だから、独立したところなんですけども、これうちの補助金が行ってますんで、その辺りもう一回精査していただきたいと思

います。これはもう要望なんですけども。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 御指摘の件でございますけども、ほかにも役場のほうで事務局を預かっております各委員会等ございまして、その分につきましては、過去に不正と申しますか、そういう事案も発生してございますので、現在は町の監査のほうはこれは通りませんけども、職員内部監査をもちまして、年に一度調査を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） すみません、調査でございますけども、年に1回と申し上げましたが、正しくは年に2回でございました。訂正いたします。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） すみません、まず1つ、先ほど7番議員さんが言われた地域おこし協力隊の、多分、各課で募集の仕方が違ってるとかなと思うんですが、この地域おこし協力隊についてはね。先ほど農林水産課のほうでは、無料の広告を使ってということをご報告されていたと思いますが、そやから、地域おこし協力隊の募集の仕方ですね。これ本当にちょっとどいう形が一番ええんか。

それで、やっぱり地域おこし協力隊のホームページを見て、現実にこっちのほうに来て住まわれている方も、前のときに一般質問で私も言ったと思うんですが、そういう方もおられますので、やっぱり適正な先の、7番議員さんの質問にもありましたけども、勝浦のホームページ見ても、そういったものはしっかり載ってないと。

僕はやっぱりそういうことも含めて、どういうところで、ここはやっぱり地域として魅力ある場所だと僕も思うんですよ。僕はほんまに、全国を回りましたけども、この那智勝浦町というのは本当に魅力のある場所だと思うんで、そういう意味で言うと、いろいろな地域おこし協力隊の募集の仕方や、いろんなことがあると思うんで、そこをもう少し宣伝の仕方をしっかりやってほしいなというふうに思います。それが1つ。

それから、これは観光企画の振興のほうで、体験観光事業者スタートアップ事業の支援事業ですが、補助金が、これが減額。どんなところの募集があったのか、ちょっとそれを教えて。

○議長（加藤康高君） ページ数は。

○10番（津本芳光君） ページ数は44ページ。そこでどんな募集がしたところ、どういうのが集まってきたか、ちょっとそこらを教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） まずは地域おこし協力隊の募集の関係ということでございます。

議員おっしゃるとおり、いろんな工夫が必要ではないかなというふうに思っております。最近のトレンドで言うと、なかなか応募がないというところは、やっぱり全国的に地域おこし協力隊を募集しているところもありまして、やはり地域おこし協力隊の人が本当に魅力のあるとい

うか、自分の行きたいところに行きやすいような環境もできつつあるのかなということであり  
ます。

また、その辺の関係で言うと、民間の方がやっぱり地域おこし協力隊の募集方法を見直しは  
ないかというのは、営業も実際多くあります。お金をかけて応募を増やすという方法もあろう  
かと思いますが、なるべくそういうところも控えながら、何とか町のところで工夫できればな  
というふうには思っているところでございます。

あと、スタートアップ事業についてということです。説明にもありましたように、昨年、1  
件の申込みがございましたが、体験ということで、SUP事業の体験の申込みがあったんです  
が、過去にも同じような事業があったということで、ちょっと重複しているというところもあ  
りましたので、採択せずというふうになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時06分 休憩

13時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 先ほど2番議員より御質問いただきました件で回答できておりま  
せんでしたので、説明させていただきます。

報告第5号の41ページ的那智駅交流センター管理費についてですけれども、今回、歳入で使  
用料のほうを900万円専決で減額しております。こちらの900万円は歳出に充当しておりました  
ので、これに対応する歳出の専決を各節で行っております。歳出の主要なものに対応した専決  
を行っております。しかしながら、歳出の減額より歳入の減額のほうが多かったため、予算上  
このようになっております。一般財源、その41ページにございますけれども、一般財源をさら  
に171万9,000円支出するというわけではないので、御理解いただきたいと思います。

説明は以上でございます。貴重な時間を費やしてしまいまして申し訳ございませんでした。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 発議第2号に対する答弁を、先ほど不十分でしたので、再度御説明させていただきます。

新旧対照表の第12条第3項を朗読いたします。

介護保険法第12条（届出等）。第12条第3項、被保険者は、市町村に対し、当該被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができるという条文でございます。

これまで介護保険法では、那智勝浦町個人情報保護条例施行規則の個人識別符号を定義する条項がなく、被保険者証という言葉が出てくる第12条第3項の中にある被保険者証という言葉を用いておりました。このたび法改正により新たに新設された第201条の2において被保険者番号などが条文に定められたことから、これらの条文を引用することとなりました。そのことで、引用条文が第12条第3項から第201条の2に大きく変わった理由となります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 質問じゃないんですけども、やはり条文がただ単に定義している条項が変わったじゃなしに、今回これ意味合いがあるみたいなんですよ。今まではそこは充てるところがなかったので充ててたけども、今回新たに定義されたので、変えたと。やっぱりそういう理由をそこでおっしゃっていただきたかった。

それと、今回、前は交付を求めることが、被保険者の交付を、出してもらうことができるという条項だったんですけども、今度は被保険者の制限の届出みたいなのが入ってあって、中身がちょっと変わってるんですよ。必要と認められる場合を除いて告知を求めていることを禁止しているという禁止条文もこちらの201条のほうに入ってきているんですよ。ですから、ちょっと内容が違ってますので、やはり何も変わりがないんですよということではなしに、そこら辺り押さえておいていただきたかったなということです。ただ単にそれだけです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 専決処分（令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 続いて、日程第9、報告第6号専決処分（令和7年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 報告第 6 号について御説明いたします。

報告第 6 号専決処分（令和 7 年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 5 号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけてございます。

令和 8 年 3 月 31 日に専決処分を行いました。

次のページをお願いします。

令和 7 年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第 5 号）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,872 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 5,856 万 9,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 1 国民健康保険税から款 8 諸収入の補正で、歳入合計、補正前の額 19 億 7,729 万 3,000 円に補正額 1 億 1,872 万 4,000 円を減額し、計 18 億 5,856 万 9,000 円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費から款 4 保健事業費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括では、4 ページの歳入合計、5 ページの歳出合計ともに同額でございます。

5 ページの歳出補正額の財源内訳は、国県支出金 1 億 1,541 万 3,000 円の減額、その他 51 万 1,000 円の増額、一般財源 382 万 2,000 円の減額でございます。

6 ページをお願いします。

歳入でございます。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、節 1 現年度課税分、説明欄、医療給付費から介護納付金までと節 2 滞納繰越分の補正は、徴収実績によるものでございます。

款 4 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金の減額は、療養給付費の減額に伴うもので、節 2 特別交付金の増額につきましては、説明欄の保険者努力支援から特定健康診査等負担金までの額の確定により補正するものでございます。

目 2 財政対策補助金の減額につきましては、補助金の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、節 4 その他一般会計繰入金、説明欄の人件費から法定外繰入まで、実績による減額でございます。

款 8 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料等、目 1 延滞金の増額につきましては、徴収実績によるものでございます。

項 3 雑入、目 1 雑入の増額につきましては、第三者行為や不当利得に係る返還金の徴収実績によるものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 11 役務費は、実績による減額でございます。節 24 積立金は、本年度黒字収支が見込まれることから、基金積立てを行うもので、令和 7 年度末基金現在高は 1 億 9,226 万 4,154 円となります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 療養給付費から目 3 審査手数料までの減額と、次のページをお願いします。項 2 高額療養費、目 1 高額療養費につきましては、実績による減額でございます。

項 3 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金の減額につきましても、実績によるもので、5 件の支給となっています。

項 4 葬祭諸費、目 1 葬祭費の減額につきましても、実績によるもので、25 件の支給となっています。

10 ページをお願いします。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費納付金から項 3 介護納付金までは、県補助金の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いします。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、節 12 委託料、説明欄の委託事業の実績による減額でございます。なお、健診委託につきましては、受診者数 1,011 名となっております。

項 2 保健事業費は、県補助金の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第 6 号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 報告第 7 号 専決処分（令和 7 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算  
（第 4 号））した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第10、報告第 7 号専決処分（令和 7 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第 4 号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 報告第 7 号専決処分（令和 7 年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第 4 号））した事件の承認について説明させていただきます。

次のページの専決処分書をお願いします。

専決処分日は令和 8 年 3 月 31 日としています。

次の 1 ページをお願いします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,104万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,096万8,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額21億4,201万5,000円、補正額1,104万7,000円の減額、計21億3,096万8,000円です。

3 ページをお願いします。

歳出です。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

5 ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の補正額の財源内訳は、一般財源が1,104万7,000円の減額となっています。

6 ページをお願いします。

2、歳入です。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 介護給付費繰入金から節 5 その他一般会計繰入金は、保険給付、地域支援事業や低所得者の保険料減額に対する町負担、町の職員の人件費などの事務費を繰り入れたもので、実績見込みにより1,053万6,000円の減額を行ったもので、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金につきましても、実績見込みによるものです。

7 ページをお願いします。

3、歳出です。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費は、要介護 1 から 5 の方を対象とするサービスの給付費で、目 1 居宅介護サービス給付費から目 3 施設介護サービス給付費の1,104万7,000円の減額は、実績見込みにより行ったものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第8号 専決処分（令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計
補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第11、報告第8号専決処分（令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場
事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 報告第8号専決処分（令和7年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事
業費特別会計補正予算（第4号））について説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書です。

専決処分日は令和8年3月31日としています。

次のページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ183万円を追加し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ2,383万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入です。款1使用料及び手数料の収入額の補正により、歳入合計が補正前2,200万7,000円、
補正額183万円、計2,383万7,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。款1の総務費の補正により、歳入歳出の補正前の額、補正額、計の額は歳入と同

額でございます。

4 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出について、それぞれ183万円の増額をしております。

5 ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、その他が76万1,000円、一般財源が106万9,000円の増額となっております。

6 ページをお願いいたします。

歳入です。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、補正額183万円につきましては、説明欄記載の市場使用料については、予算見込みに対して水揚げ量が多かったため76万1,000円の増、施設使用料につきましては、賃料等で106万9,000円の増、合計183万円の増加でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節10 需用費につきましては、事業費確定による減額でございます。節14 工事請負費につきましては、説明欄記載の工事の事業費確定による減額でございます。節24 積立金につきましては、勝浦地方卸売市場事業基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 専決処分（令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第

## 2号))した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第12、報告第9号専決処分（令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 報告第9号専決処分（令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

令和8年3月31日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入のみの補正でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額24億2,658万5,000円に補正予定額2,971万6,000円を追加し、計24億5,630万1,000円。その内訳ですが、第2項医業外収益、既決予定額4億8,594万9,000円に補正予定額2,971万6,000円を追加し、計5億1,566万5,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

こちらも収入のみの補正でございます。

第1款資本的収入、既決予定額1億5,176万9,000円に補正予定額459万円を追加し、計1億5,635万9,000円。その内訳ですが、第3項補助金、既決予定額21万円に補正予定額459万円を追加し、計480万円とするものでございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画となります。

内容につきましては、1ページの説明と重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部、款1病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金2,971万6,000円の増額につきましては、説明欄記載の国県補助金を受け入れるものでございます。

特定行為研修受講支援事業補助金48万2,000円は、医師があらかじめ作成した手順書に基づき、医師の判断を待たずに看護師が高度な診療の補助行為を行えるようにするための研修を受講した費用の10分の10の県補助金です。

新人看護師研修事業補助金15万8,000円は、新人看護職員研修ガイドラインに沿って新人看

護師に対して行った研修の費用に対する2分の1の県補助金で、新人看護師が多かったため、増額するものです。

病院賃上げ事業支援事業補助金1,008万円と病院物価支援事業補助金1,832万円は、令和7年度国の補正予算、医療・介護等支援パッケージによる補助金で、人件費及び物価高騰に対応するための補助金となっております。賃上げ事業としては1床当たり8万4,000円掛ける120床分、物価支援事業は1床当たり11万1,000円掛ける120床分に、救急車の年間受入れ件数に基づき加算金があります。

次のオンライン資格確認導入補助金67万6,000円は、生活保護受給者のマイナンバーカードでの資格確認のためのシステム改修に対する2分の1の補助金と、訪問看護ステーションでのシステム導入費用に対する10分の10の補助金です。

次に、資本的収入及び支出、収入の部でございます。

款1資本的収入、項3補助金、目1県補助金21万円の減額につきましては、事業実績がなかったことから減額するものでございます。

目2国庫補助金480万円の増額につきましては、説明欄記載の補助金で、ICT機器等の導入による業務効率化を図るための補助金です。令和7年度に実施予定のあった就業管理システムの導入費用に補助金を活用してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第10号 令和7年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（加藤康高君） 日程第13、報告第10号令和7年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越

計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 報告第10号令和7年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和7年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、令和7年度予算に計上していた事業のうち、令和8年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款3民生費、項2児童福祉費の物価高対応子育て応援手当事業から款9教育費、項4社会教育費の下里古墳出土遺物等整理支援事業まで13件の事業で、合計金額3億9,023万6,000円、うち翌年度繰越額は3億2,856万4,000円で、財源内訳は、既収入特定財源がゼロ、未収入特定財源は国県支出金2億950万9,000円、地方債6,130万円、その他1,380万9,000円で、一般財源は4,394万6,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第10号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第11号 令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（加藤康高君） 日程第14、報告第11号令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 報告第11号令和7年度那智勝浦町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、太田川送水管更新工事、予算計上額4億192万8,000円を翌年度へ繰越しするものでございます。財源につきましては、企業債及び損益勘定留保資金でございます。さきの議会において御承認賜りました補正予算による、説明欄記載、追加工事等のため、令和7年度分工事の年度内完了が困難となりましたので、繰越しさせてい

ただいております。

以上、地方公営企業法第26条の規定により報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で、報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第12号 専決処分（令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））

した事件の承認について

○議長（加藤康高君） 日程第15、報告第12号専決処分（令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 報告第12号専決処分（令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号））した事件について御説明を申し上げます。

次の専決処分をお願いします。

令和8年4月24日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いします。

令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出それぞれ2,138万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ105億6,438万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

款11地方交付税、款15国庫支出金の歳入合計で、補正前の額105億4,300万3,000円に補正額2,138万4,000円を増額し、計で105億6,438万7,000円とするものです。

次のページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

次のページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳入でございます。

款11地方交付税、款15国庫支出金の歳入合計で、補正前の額105億4,300万3,000円に補正額2,138万4,000円を増額し、計で105億6,438万7,000円となっております。

次のページ、歳出でございます。

款 2 総務費、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

補正前の財源内訳は、国庫支出金で1,425万6,000円の増額、一般財源は712万8,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

2、歳入です。

款11地方交付税、目 1 地方交付税712万8,000円を増額し、受入額を増やすものでございます。

款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 3 地域経済循環創造事業交付金1,425万6,000円は、事業費の3分の2を受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 7 企画費、節18負担金、補助及び交付金2,138万4,000円は、説明欄記載の地域循環創造事業で、いわゆるローカル10000プロジェクトへの補助金となります。

関係資料のほうもお願いします。

この事業は、町と地域の金融機関と連携し、民間事業者の新事業に対し初期投資費用の支援を行うことで、地域資源を活用した先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環の活性化を図ることを目的とします。

事業の概要は、駅前商店街の店舗を改修し、これまで廃棄されていた規格外の農作物や酒かす、そしてしょうゆかすなどを新たな資源として捉え、それらを活用した新しいお菓子を開発し、また、持ち帰りに適した日もちする地域を代表するお土産や、そしてふるさと納税の地域独自の返礼品を開発・販売する予定となっております。さらには、商品の製造過程を見学するオリジナルツアーを企画し、観光コンテンツ化も図る予定でございます。これらによりフードロス削減と廃棄物処理コストの低減を実現し、地域の発酵文化の発信と観光消費拡大を目指す事業となっております。

内訳としましては、総事業費4,276万9,000円、金融機関からの支援としまして2,138万5,000円、町の支援が2,138万4,000円のうち、国費が1,425万6,000円、町費が712万8,000円となっております。なお、町費に対しましては特別交付税の措置がございまして、実質の負担は356万4,000円となっております。

最後に、専決に至った経緯につきましては、今回の国の交付決定のタイミング、そしてまた定例会とのタイミングが合わず、相当な時間ロスが発生すると予想されましたので、時間ロスの発生により、事業者における事業費の増大が予測されました。よって、少しでも早い時期での事業開始が好ましいと判断し、専決処分をしたものでございます。今後は事業者からの申請のタイミングなどを考慮し、適切な予算計上を心がけてまいります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） すみません、ローカル10000プロジェクトの内容で確認させていただいたんですけども、金融支援で2,100万円ほどあると思うんですが、こちらは利息要らないものかなと思うんですけども、その元金返済が何年にわたるものというのがお答えいただけるんやったらお答えいただきたいのと、その元金返済で、返済期間が短いと、元金負担ですね、返済負担が増えてくると思うんですけども、そうなったときに、事業計画の中で負担が出てきたときのサポートも伴走的に町がやっていくのかという点を少し教えてください。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） お答えします。

金融機関の返済であつたり元金返済の期間であつたりというところでございます。9 番議員おっしゃるとおり、無担保での融資ということでは間違いございません。金融機関と、おっしゃるとおり、事業所とのやり取りでございまして、その辺の詳細についてはこちらで把握してないところでございます。先ほどおっしゃっていた利子の支援というところも含めまして、その辺は今後の課題はあろうかな、検討課題になろうかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9 番松本議員。

○9 番（松本和彦君） どういった事業者さんかは存じ上げませんが、小規模事業者さんにとって2,100万円の金融の借入れというのは大きいものやと思いますので、伴走的に見守っていただいて、事業がいい方向に向くようにしっかりサポートしてあげていただきたいなと申し添えます。答弁は結構です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第12号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 16 議案第 38 号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例等の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第16、議案第38号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第38号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第38号朗読〕

説明は関係資料でさせていただきますので、関係資料をお願いします。

1、改正の理由でございます。この条例は、児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、19人以下の利用定員でゼロ歳から2歳の子供を対象に保育を行う家庭的保育事業等の地域型保育事業の認可のための基準を定めたものでございます。今回の改正は、国の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、本町におきましても条例を改正するものでございます。

家庭的保育事業等につきましては、保育所、幼稚園より小さな規模、少人数の単位で実施される保育で、施設等の設備、職員の資格要件や配置などから大きく4つの事業に区分されております。なお、現在、本町に対象の家庭的保育事業等はございません。

次に、2、改正の内容でございます。1つ目は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことにより、当該事業の基準を加えるものであります。小規模保育事業とは、6人以上19人以下の利用定員で保育を行うもので、原則ゼロ歳から2歳児を対象としており、保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3歳以上児の保育が必要な場合に3歳から5歳の受入れを可能としておりますが、子供の保育の選択肢を広げる観点から、3歳から5歳児のみを対象とした小規模保育事業の実施が可能とすることになったものです。

具体的には、①の満3歳以上限定小規模保育事業者が連携協力を行う保育所等の確保を適切に確保しなければならないこととするもの、2つ目として、満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については小規模保育事業所A型の基準と同様とするもの、3つ目として、連携施設については、附則第3条の連携施設に関する経過措置の対象外とするもの、4つ目として、その他創設に伴う引用条文の整理など、所要の改正を行うものであります。

2ページをお願いします。

2つ目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、障害児保育の充実のため、専門職の活用を進め、職員配置基準において保育士とみなすことができる特例を設けるものでございます。

具体的には、1つ目、小規模保育事業所A型、B型または事業所内保育事業を行う事業所に

において、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができることとし、保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするもの、また、保育士とみなす看護師等が保育を行う場合には、別の保育士の支援を受けることができる体制を確保することが必要となるものであります。

2つ目の附則第2条の一部改正は、保育所及び小規模保育事業者A型などについては、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とする経過措置の期限を令和9年度末までとするものであります。

3つ目としまして、そのほか所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第39号 那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第17、議案第39号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第39号那智勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第39号朗読〕

説明は関係資料でさせていただきます。関係資料をお願いいたします。

改正の理由でございます。この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、公的な給付の対象として市町村が確認する施設・事業所の運営基準を定めたものでございます。特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給の対象として認められる保育所、認定こども園などをいい、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる家庭的保育事業等をいいます。この運営基準は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき制定されており、今回、国の基準が改正されましたことから、本町の条例についても同様の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、先ほど議案第38号で御説明いたしましたものと同様、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことにより、当該事業の基準を加えるものでございます。具体的には、1つ目として、満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は6人以上19人以下とし、事業を行う事業所ごとに利用定員を定めること、2つ目、利用の申込みが利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子供が優先的に利用できるよう選考すること、3つ目、集団保育を体験させるための機会の設定などに係る連携協力を行う保育所または認定こども園を適切に確保しなければならないこと、そのほか創設に伴う引用条文の整理等、所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第39号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第40号 那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例

○議長（加藤康高君） 日程第18、議案第40号那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議案第40号那智勝浦町認定こども園条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

〔議案第40号朗読〕

勝浦こども園につきましては、昭和30年3月に児童福祉法に定める認可保育所として勝浦保育所として設置・認可され、その後、昭和57年5月に現在の場所で運営が開始となりました。平成27年4月からは、共働き家庭の増加や地域の子育て支援に対応するため、保育所の機能と幼稚園の機能を併せ持つ保育所型認定こども園へと移行し、教育・保育を一体的に提供する施設として、地域の方々に支えられ、運営してまいりました。

近年、児童数が減少する中、一定規模の集団の中で多様な経験により得られる学びなど、子供にとって望ましい集団規模を維持することが難しくなっている状況などから、保護者の方々へ説明会を行い、本年度末で閉園という方針に至っております。これに伴い、那智勝浦町認定こども園条例中、勝浦こども園に関する記載を削除するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時29分 休憩

14時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第41号 令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）

○議長（加藤康高君） 日程第19、議案第41号令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第41号令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,261万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億4,700万5,000円とするものでございます。

第2条では債務負担行為の補正を、第3条では地方債の補正をそれぞれお願いしております。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款11地方交付税から款22町債まで、次のページの歳入合計で、補正前の額105億6,438万7,000円に補正額の3億8,261万8,000円を追加し、計で109億4,700万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から次のページの款9教育費までの補正で、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

新たに旧クリーンセンター解体調査設計業務委託及び旧斎場解体調査設計業務委託について、令和9年度までの期間において限度額をそれぞれ1,527万円及び1,068万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、地域活性化事業から緊急自然災害防止対策事業までの補正により、補正前の限度額計10億8,100万円に3億4,730万円を増額し、補正後の限度額を14億2,830万円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ3億8,261万8,000円を増額をお願いしてございます。

9 ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金737万2,000円の増額、地方債 3 億4,730万円の増額、その他287万8,000万円の増額、一般財源は2,506万8,000円の増額となっております。

10ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。総務課の関係について御説明いたします。

款11地方交付税、目 1 地方交付税、補正額は2,506万8,000円の増額で、計で40億1,219万6,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

款22町債、目 2 民生債から目 7 教育債まで、次のページの補正額計 3 億4,730万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費から目 6 母子対策費まで、それぞれ過疎対策事業債ソフト分の借入れ可能上限額の増加に伴い、一般財源と財源内訳の変更をお願いするものです。

26ページは給与費明細書をつけさせていただいております。説明は割愛させていただきます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 防災対策室毛利さん。

○総務課防災対策室長（毛利秀基君） 総務課防災対策室関係について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款18寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費 寄附金38万4,000円の増額につきましてでございますが、令和 7 年度企業版ふるさと納税として物納による御寄附いただきましたタブレットの回線使用料として、説明欄記載のまちづくり応援寄附金（企業版）として受け入れるものでございます。

その下をお願いいたします。

款21諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入、補正額210万円の増額につきまして、説明欄記載の地域の防災力を図るための地域防災組織育成コミュニティ事業助成金160万円、防災行政無線移設に伴う補償金50万円を受け入れるものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 5 災害対策費、補正額2,195万円の増額のうち、防災対策室関係では、節10需用費50万円の増額でございます。こちらにつきましては、那智勝浦町天満地内に位置する関西電力送配電株式会社の鉄塔移設に伴い、防災行政無線のスピーカー 1 か所の移設整備の費用をお願いするものでございます。財源につきましては、歳入で説明いたしました

関西電力送配電からの防災行政無線移設補償金50万円でございます。

節18負担金、補助及び交付金160万円につきましては、津波緊急避難場所における資機材を整備するものでございます。

お配りしています関係資料1ページをお願いいたします。

事業の目的欄をお願いいたします。こちらの事業につきましては、川関地区自主防災組織による備蓄物資及び資機材の整備を支援し、津波避難場所の環境の充実と地域の防災力を図るものでございます。災害時に避難場所を利用する避難者のために資機材を充実させることで、さらなる避難場所の環境改善を図るものでございます。整備資機材につきましては、物置をはじめ、資料に記載の8の機材を整備することとなっております。なお、財源につきましては、歳入で御説明いたしました一般財団法人自治総合センターからの地域防災組織育成助成事業の助成金160万円を活用いたします。

総務課防災対策室関係の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 住民課の関係について御説明いたします。

15ページをお願いします。

歳出でございます。

中段の款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、節22償還金、利子及び割引料は、令和7年度中長期在留者住居地届出等事務委託金の精算に伴う返納金でございます。

16ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金は、特別会計の補正に伴い繰り出すものでございます。

次のページをお願いします。

下段の款4衛生費、項2清掃費、目1塵芥処理費、節10需用費の説明欄の消耗品費につきましては、別紙の住民課関係資料2ページを御覧ください。

事業の目的ですけれども、指定ごみ袋につきましては、例年、当該年度に翌年度分の必要冊数を購入しておりますが、中東情勢の影響により、指定ごみ袋の原材料の高騰や確保が難しい状況になりつつあります。町民の生活の安心、ごみ袋の安定供給を目指し、加えて、ごみ減量化の取組を継続するため、翌年度分の必要冊数を購入したく、お願いするものでございます。

事業の内容ですが、現時点での価格高騰分を増額補正し、令和9年度分の年間使用冊数12万4,500冊を購入します。また、中東情勢の影響により今後も価格高騰が見込まれるため、早期の対応を実施していきたいと考えてございます。

補正予算書にお戻りください。23ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、節12委託料、説明欄の旧クリーンセンター解体調査設計業務委託及び旧斎場解体調査設計業務委託でございます。

こちらも説明は別紙の住民課関係資料3ページを御覧ください。

事業の目的ですが、災害に対する備えができていないまちづくりを目指すため、旧クリーンセ

ンター及び旧斎場の跡地を活用した防災拠点の整備を予定しています。そのため、当該施設の解体に向けた事前調査及び設計業務委託を実施したく、お願いするものでございます。

事業の内容ですが、委託期間は令和8年7月から令和9年10月を予定しており、年度をまたぐ契約となるため、令和9年度に債務負担行為を設定いたします。委託費ですが、旧クリーンセンター分で令和8年度1,610万円、令和9年度1,527万円としています。旧斎場分で令和8年度375万円、令和9年度1,068万円としています。解体工事は令和9年12月から令和11年3月を予定しています。建物の規模は記載のとおりでございます。なお、財源は緊急防災・減災事業債を活用して実施いたします。

住民課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節8地域未来交付金378万2,000円は、説明欄記載の保育所等ICT化事業に係る経費の2分の1を受け入れるものでございます。詳細につきましては、歳出のほうで御説明させていただきます。

16ページをお願いします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目9ひとり親家庭等福祉医療費につきましては、財源内訳の変更でございます。

次に、項2児童福祉費、目2児童福祉費、節12委託料756万4,000円は、説明欄記載の保育業務支援ICTシステム導入に係るものでございます。

別紙のこども未来課関係資料4ページを御覧ください。

公立保育所・こども園における保護者の利便性向上及び保育士の業務負担軽減を目的として、業務支援ICTシステムの導入に係る業務を委託するものでございます。本システムの導入により、連絡帳や行事予定、お便り配信などを活用することで、保護者との連絡手段や情報共有が円滑になり、双方のコミュニケーションをより一層深め、保護者が安心して子育てできる環境、また保育士の書類作成などの事務作業の負担を軽減し、働きやすい環境を整備するものです。内訳としましては、保育業務支援システム導入業務に合わせ、Wi-Fi環境整備等の業務をお願いするものでございます。

予算書16ページにお戻りください。

目4子ども医療対策費につきましては、財源内訳の変更でございます。

こども未来課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 農林水産課の関係について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13分担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節2小規模土地改良事業費分担金39万4,000円につきましては、説明欄記載の事業に係る地元分担金でございます。

11ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節6土地改良事業等補助金は、説明欄記載の事業の50%の補助を受け入れるものでございます。節12次代につなぐ漁村づくり支援事業補助金につきましては、説明欄記載の事業に係る費用の10分の10を受け入れるものでございます。事業の詳細につきましては、歳出のほうで御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金、補助及び交付金、野菜花き産地強化事業補助金につきましては、補正予算資料の5ページを御覧ください。

本事業は、イチゴ生産者組合に対しましてCO₂の発生装置設置に係る事業費の3分の1の補助を行うものでございます。本装置はビニールハウス内のCO₂の濃度を積極的に高め、光合成を促進させることで、収穫量の増加、品質向上に寄与するものでございます。設置後は、資料の事業の概要中段に記載する成果を見込んでおります。事業費の負担割合は、県、町、組合各3分の1となっております。

予算書18ページにお戻りください。

目5那智駅交流センター管理費、節7報償費、節8旅費につきましては、指定管理者プロポーザル選定委員に係るものでございます。本来であれば当初予算で計上すべきものでしたが、計上を漏らしておりまして、今回補正予算をお願いするものでございます。申し訳ございません。

目6小規模土地改良事業費につきましては、補正予算資料の6ページ、7ページを御覧ください。

本事業は、農業用水の円滑な供給と排水機能の確保を目的としたものでございます。事業内容は、下里保育所付近の用水路の改修工事で、既存水路に高密度ポリエチレン管を設置するものでございます。延長は約103メートルを予定しております。負担割合は、県2分の1、町、地元各4分の1となっております。

予算書18ページにお戻りください。

項2林業費、目3森林環境整備費、節12委託料、説明欄記載の赤ちゃん誕生祝い木製品作製業務委託につきましては、申し訳ありません。補正予算資料の8ページを御覧ください。

森林環境譲与税の制度につきましては、令和元年度より開始され、間伐や木材利用、普及啓発などに活用できるようになっております。本事業は、そのメニューの一つである木材利用、普及啓発の一環でございます。町内のヒノキを活用し、赤ちゃんの頃から木に触れ、木のぬくもりを感じてもらうことや、これを通じて地元産材のよさを知ってもらうため、赤ちゃん用木製玩具を作製するものでございます。資料の9ページには、実際贈呈を検討している木製玩具を掲載しておりますので、御確認ください。

18ページにお戻りください。

次に、林業教室開催業務委託につきましては、地元林業者に委託し、町内小・中学校向けに林業教室を開催するものでございます。小・中学校向けに地域の林業や森林の働き、那智の滝源流水資源保全事業の説明、また、実際に山に入り、間伐体験や間伐した木材を運び出す道具を使った力仕事体験、コースター作りといった、ふだん山に入ることのない児童・生徒が実際に山に入る体験や、環境意識、一次産業の重要性について意識醸成を図る内容となっております。

節24積立金250万円につきましては、上段の委託料に係る事業費を振り替えるものでございます。

19ページをお願いいたします。

項3水産業費、目2水産振興費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、次代につながる漁村づくり支援事業でございます。

補正予算資料の10ページを御覧ください。

こちらの事業は、新たに漁業者を目指す方に対し、漁業に必要な技術研修や資格取得に係る費用負担を軽減するために補助金を交付し、漁業の担い手として定着を促進することを目的としております。事業の概要といたしましては、1つ目は研修中の研修生の生活費用となっております。2つ目は技術研修を行う講師費用や研修時の保険料です。3つ目が必要な船舶や無線免許の取得支援となっております。今回の事業は1名分で、本年度9月から開始を予定しております。初めの1か月をトライアル研修期間とし、その後23か月間の事業となっておりますので、来年度以降も継続を実施する予定のものでございます。県補助10分の10の事業でございます。

農林水産課関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

歳入です。

款16県支出金、項3委託金、目1総務費委託金、節4統計調査費委託金の補正は、説明欄記載の経済センサス活動調査費の計上でございます。

15ページをお願いします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目8姉妹都市費22万8,000円の増額は、4月に友好都市提携を結びました北海道美瑛町で8月22日に開催されますどかんと農業まつりに那智勝浦町ブース出展のための職員旅費2名分となります。

項5統計調査費、目1指定統計調査費6,000円は、説明欄記載の経済センサス活動調査員の報償費となります。

次に、19ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金は、説明欄記載の

小規模事業者利子補給で、現行の制度につきましては、平成26年度より利息に対し1%の利子補給を行ってまいりました。その制度につきましては、10年以上経過し、取り巻く環境が大きく変わり、金利の上昇や原材料の高騰、またエネルギー価格の高騰など、取り巻く環境が年々厳しさが増しております。そのような中、補給率を1.3%にすることにより、昨今の金利上昇による経営の圧迫の解消、安定化など、小規模事業者への支援に寄与するものと考えております。

次のページをお願いします。

款6 商工費、項2 観光費、目1 観光総務費1,302万5,000円のうち、節7から節11は、宿泊税導入の検討に係るものとなります。宿泊税の検討は、人口減少等の課題が深刻化する中、交流人口を拡大し、地域経済を活性化させる観光の重要性が増しているところでございます。世界遺産、生まぐろ、温泉といった世界に誇る地域を有する当町においても、これらを次代へ引き継ぎ、さらに磨き上げていくための新たな財源の確保が急務と考えられます。こうした中、本年度より観光施策の財源として、宿泊税の導入に向けた検討を開始するための費用としております。

節7 報償費は、説明欄記載の宿泊税検討委員会委員報償となります。節8 旅費は、宿泊税検討委員への費用弁償と、宿泊税検討に係る総務省協議が必要になった場合の上京旅費、職員分の上京旅費となっております。節10 需用費、節11 役務費は、宿泊税検討に係る宿泊事業者や宿泊者向けのアンケートの作成及びそれらに係る郵送料となります。宿泊税検討委員会の設置は、宿泊税導入に必要な総務大臣の同意取得、また、複雑な制度設計、関係者との合意形成を実現するため、専門的かつ客観的に検討することが必須と考えられるため、今議会に上程させていただきました。

節18 負担金、補助及び交付金は、説明欄記載の観光機構への補助金の増額となります。

関係資料のほう11ページをお願いします。

事業の目的は、地域経済の活性化を牽引するため、中長期的な観光投資としてプロモーションを強化し、誘客の促進及び経済効果の創出を目指します。また、事務所の移転・拡大での事務の効率化などを図るものでございます。

事業の概要としまして、メディアプロモーション委託1,000万円は、在阪大手テレビ局を活用し、観光、食のプロモーションを実施、特に我が町の強みであります世界遺産、生まぐろ、温泉を組み合わせることで、コンテンツのインパクト、相乗効果となります。その媒体としましては、やはりまだまだテレビメディアによる情報発信は高い影響力と信頼性を有しており、地域ブランド形成においては有利な方法であり、観光誘客及び地域消費拡大につながれるものと考えます。

次に、事務所賃借料59万4,000円につきましては、職員体制が整う中で、事務スペースが手狭になったことから、事務効率の低下や来客への対応に支障が出てきております。紀伊勝浦駅1階の旧観光機構の事務所に事務スペースを確保し、案内所業務以外の職員を移動させる予定でございます。また、空きスペースとなる事務所のスペースにつきましては、手荷物預かりや手荷物配送サービスなど、新たな自主財源の創出と来訪者の利便性向上を図るとしてまいります。

その下のネットワーク機器更改及び保守委託167万2,000円につきましては、ネットワーク機器の保守が終了するため、機器の更改と5年間の保守契約を新たに結ぶものとなっております。予算書の20ページにお戻りください。

目2観光振興費の需用費でございます。こちらについては、シンボルパーク跡地側のバースハウスの浄化槽の沈殿槽からの漏水が発見されました。それに伴う修繕費用となります。なお、このバースハウスは設置から32年以上を経過しているところの老朽化によるものと考えられます。

観光企画課の関係は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） 建設課の関係につきまして説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節1空き家対策総合支援事業補助金、地域土地再生事業については、空き家の寄附を受け入れ、町が受託し、跡地の利活用を行うものです。詳細は後ほど説明いたします。

21ページをお願いします。

歳出です。まず予算書の説明をさせていただきまして、後ほど資料に基づきまして順に説明いたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、節14工事請負費は、説明欄の工事2件分です。節21補償、補填及び賠償金は、町道宇久井73号線沿いの支障電柱の移設費です。

目3橋梁維持費、節12委託料について、旧クリーンセンターに架かる桜橋ですが、旧耐震基準により設置されているため、現在の耐震基準に適合させるための耐震補強設計業務委託です。

項3河川費、目1河川維持費は、財源内訳の変更です。

22ページをお願いします。

項4都市計画費、目3都市公園費、節14工事請負費は、木戸浦グラウンドの遊具施設など公園整備工事費です。

項5住宅費、目1住宅管理費、節14工事請負費は、地域土地再生事業に関する建物除却工事費です。

ここからは資料に基づきまして説明します。関係資料の12ページを御覧ください。

大野地区の田垣内大野線と市屋地区の西地坂ノ前線についてです。落石により通行に支障があり危険であるため、落石防止網の設置を予定しています。施工箇所については13、14ページに記載しています。下にはイメージの写真がつけてあります。

15、16ページをお願いいたします。

宇久井73号線沿いの支障電柱移転です。この道路は小学校の指定通学路ですが、幅員が狭く、歩行者と車両の通行に危険が生じています。電柱を移設することにより、安心・安全に通行できるよう整備するものです。

17、18ページをお願いします。

旧クリーンセンターに架かる桜橋です。旧クリーンセンターは今後、防災拠点として跡地の整備を予定しています。桜橋は平成元年に旧耐震基準で設置されており、現在の耐震基準に適合させる必要があることから、耐震補強に向けて耐震補強設計を行います。

19、20ページをお願いします。

木戸浦グラウンド整備についてです。多世代間交流の場を目的として、体育文化会館内の施設整備や多目的広場の整備、グラウンドの芝生化などを整備し、子育て世代をはじめ高齢者や地域住民が気軽に集える場の整備を行ってきました。今回の整備内容としては、体育文化会館横の枯山水跡地を利用し、遊具の設置、健康器具、あずまや、ミストポールなどの設置を予定しています。

21ページをお願いします。

公園整備についてのイメージ図です。遊具については、青色点線で囲っている部分が児童エリア、対して右側に幼児エリア、左側に健康器具エリアに分け、整備します。幼児エリアは安全のためパネル柵で区切り、児童エリアには複合遊具を設置します。そして、散歩途中にでも気軽に立ち寄り運動できる健康器具エリアや、保護者の方々が子供を見守りながら休息できるあずまやも設置します。なお、財源は過疎債を活用して実施いたします。子供から大人まで集える地域の新たな拠点になるよう、整備を進めてまいります。

22、23ページをお願いします。

地域土地再生事業についてです。天満地区にある空き家について、老朽化で非常に危険な状態になっており、町道の利用者及び近隣の方々に悪影響を及ぼしています。今回、所有者から建物及び土地を寄附してもらい、国庫補助を活用して町が解体撤去を行います。解体後については、天満公民館の第2駐車場として整備、利活用する予定です。なお、この事業で寄附を受け入れることができる主な条件としては、空き家であるということ、事業の実施による跡地の利活用ができることとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

最初の23ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項2小学校、目1学校管理費、補正額3,074万5,000円の内訳としまして、節10需用費248万8,000円の修繕料、それから節14工事請負費2,825万7,000円につきましては、説明欄記載の3件の工事費をお願いするものです。

説明につきましては、予算書資料の24ページをお願いいたします。

需用費の修繕料につきましては、現在、宇久井小学校に設置しております火災受信機が令和8年3月29日の雷の影響による基盤故障により交換が必要な状況となっております。当製品につきましては、約30年ほど前に設置されたもので、現在、交換部品の調達が難しくなっております。

ところでございます。学校施設の安全性の確保を図るため、機器の交換を行うものでございます。

続きまして、予算書資料の25ページのほうをお願いいたします。

小学校の照明器具改修工事でございます。こちらにつきましては、2027年末で一般照明用蛍光灯ランプの製造及び輸出入が終了されることに伴い、学校施設における照明設備の更新が必要となっております。今回予定させていただいております工事につきましては、職員室、児童が使用する主要教室、体育館と、学校施設の中でも使用頻度の高い部分の設備を更新させていただきます。対象校につきましては勝浦小学校を予定しておりまして、財源につきましては過疎債を充当予定としております。

続きまして、エアコンの設置工事につきましては、資料の27ページをお願いいたします。

勝浦小学校家庭科室エアコン設置工事及び宇久井小学校理科室エアコン設置工事につきましては、近年の猛暑により、空調設備の整っていない特別教室では室温上昇が著しく、児童の健康確保、学習環境の維持に支障を来すおそれが出ております。空調設備を整備し、教育環境の確保を図るものでございます。今回予定している箇所につきましては、勝浦小学校の家庭科室、宇久井小学校の理科室の2か所で、財源につきましては過疎債を充当予定とさせていただいております。

予算書にお戻りください。24ページのほうをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、補正額2,679万4,000円の内訳としまして、節13使用料及び賃借料32万9,000円、コピー機の借り上げ料、こちらにつきましては、中学校4校のコピー機更新に係るものでございます。現在使用のコピー機につきましては、令和元年9月に導入したものでございますが、経年劣化により故障が発生し、修理対応をしておるところでございます。現在も不具合が発生しているところございまして、保証期間を過ぎており、修理費用がかかるところから、今回更新させていただくものでございます。費用につきましては、4校分、9か月分の費用を計上させていただいております。

節14工事請負費2,646万5,000円につきましては、説明欄記載の3件の工事費用をお願いしております。

まず、中学校照明器具改修工事につきましては、資料の29、30ページをお願いいたします。

小学校費同様、学校施設における照明設備の更新が必要となっており、職員室、生徒が使用する主要教室、体育館の使用頻度の高い部分の設備を更新させていただくものでございます。対象校につきましては那智中学校を予定させていただきまして、財源につきましては過疎債を充当予定とさせていただいております。

続きまして、那智中学校製図室エアコン設置工事、下里中学校家庭科調理室エアコン設置工事につきましては、資料の31、32ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、小学校費同様、近年の猛暑により、生徒の健康確保、学習環境の維持の観点から、空調設備の整備が必要となっております。今回の対象につきましては、那智中学校の製図室、下里中学校の家庭科室の2か所を予定しており、財源につきましては過疎債を

充当させていただく予定となっております。

予算書のほうお戻りいただきまして、項4 社会教育費、目2 公民館費、補正額323万7,000円は、内訳としまして、需用費24万9,000円は修繕料、こちらにつきましては、天満公民館屋外避難階段照明設備の修繕に係る費用でございます。この照明につきましては、屋上の太陽光パネルから電源を引いて、暗くなれば自動点灯するものでございますが、現在、照明7個のうち5個が不点灯となっております。修繕につきましては、太陽光パネルと照明一式を交換するものでございます。

節14、天満公民館第2駐車場整備工事298万8,000円につきましては、先ほど土木費で説明がありました天満地内の空き地の除却後の跡地の公共的活用としまして、天満公民館の第2駐車場として整備を行うものでございます。天満公民館の駐車場につきましては、現在、公民館の敷地内に10台分を確保しておりますが、利用者が多い場合には体育文化会館第2駐車場を御利用いただいております。今回、建物により近い場所に駐車場を整備することで、利用者の利便性を図るものでございます。内容としましては、アスファルト舗装、駐車区画線、車止めポールを設置し、駐車台数は9台を予定しております。財源につきましては過疎債の充当を予定しております。

25ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目3 体育文化会館管理費137万8,000円につきましては、節10 需用費、修繕料、こちらにつきましては、資料の33ページ、34ページをお願いいたします。

体育文化会館におきましては、7月23日から26日の間で全国高等学校総合体育大会レスリング競技が開催される予定となっております。全国から来られます来場者の方を円滑に迎えるべく、施設の不具合箇所の整備費用をお願いするものでございます。内容といたしましては、駐車場区画線が薄くなっています体育文化会館第2、第3駐車場の区画線の引き直し、それからドアの開閉に支障を来しております体育文化会館1階入り口海側ドア1か所とアリーナ前のドアのヒンジ交換等を予定しております。

教育委員会の説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

5 番藤社議員。

○5 番（藤社和美君） 18ページの委託料の林業教室開催業務委託100万円、これ内容聞きましたら、とてもコアな、専門的な対象になるので、大体委託先というのはもう今の状態で決まっているのかと、次に、その次のページの19ページ、次世代につなぐ漁村づくり支援事業補助金、これは以前、I ターンの人の受入れで、宇久井で漁業就業者を育てるというような事業があったと思うんですけど、これとはまた違ったものなのか、地元の人でもいいのか、地元の人でもいいんやったら、どういった選択や募集で、今年1名だと聞いております。既に決まっているのか。

それと、次に、20ページの観光総務費の1,226万6,000円、この1,000万円がテレビ放送の媒体を使つてのということでしたが、1,000万円というのはテレビ放送1回分なのか、それとも

いろんなテレビ局に働きかけてのプロモーションをかけての何回分なのかということと、最後に、22ページの土木費の工事請負費の2億150万円、資料の中でもイメージとして、資料の中の21ページに公園レイアウトイメージというのがあるんですが、この中の内容では、私のほうの認識ですと捉えることができなかったの、この中にインクルーシブ遊具というのが入っているんだろうか。やはり今、障害をお持ちの方、子供さん方でも、どんどんみんなの間に入れて、やっぱり一般の、普通の子供たちと空間、時間を共有しながら教育とか社会を学ぶということがとても必要になってくると思うんですけども、このインクルーシブ、障害の有無、国籍、全ての子供が一緒に遊べるようなデザインになっているのか。そういう遊具はあるのか。

それと、公園の中に車椅子対応の、段差とか、幅とかが十分あるのか、そのこともお聞きしたいなと思っております。お願いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） お答えします。

林業教室の開催についてですけれども、業者の場合は委託先は町内での林業所ということで、入札とかプロポーザルといった手続を通じて選定する予定でございます。選定に当たっては、小・中学校向けの教育的な内容を実施できる実力や能力、安全管理体制、整備状況、地域への貢献度などを総合的に評価して決定していきたいと思っております。あとは、一応本年度の予算で4校をめどに教室を開催したいと思っております。

次に、次代につなぐ漁村づくり事業ですけれども、こちらのほうは以前に、過去に実績がございましたけれども、令和3年度、4年度で宇久井漁業協同組合による新規漁業就業支援という補助ですけれども、そちらと同じような形でIターンの受入れというわけではなくて、漁協から相談が出てきた、こういう方がいるよということで出てきたところでの事業となっております。事業内容は先ほど説明したとおりですけれども、Iターンではなく、地元にいる方も対象となっております。

以上でございます。

○5番（藤社和美君） 1名。

○農林水産課長（島 由彦君） 対象者が1名、地元漁協から相談を受けての今回の補正予算となっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 20ページの観光総務費の負担金、補助及び交付金の中の観光機構への補助金の、さらに中のプロモーション費というところでございます。予算が可決してというところの話で、実際、在阪のテレビ局とは話をしているところでございます。本当に皆様はその番組知ってるようなやつでいきますと、軽く予算は上げるようなことでもあります。そんな中で、やっぱりタイミングと中身というのはこれから詰めていくところではございますが、その辺は本当に機構のほうと、機構主体になろうかとは思いますが、タイミングの一番いい効果的な放送というところを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議員おっしゃいますとおり、インクルーシブ遊具の導入は、誰もが分け隔てなく共に遊び触れ合える公園づくりを進める上で重要な視点であると考えています。今回の公園整備におきましては、限られたスペースや予算の中で、幼児エリアと児童エリアの分離や、誰もが快適に過ごせる休憩場所の確保など、利用者の利便性と安全性に配慮した設計となっておりますが、議員おっしゃいますインクルーシブ遊具のほうは入ってございません。ただ、インクルーシブ遊具の設置には、遊具本体の選定のみならず、車椅子での移動経路を含めた総合的なバリアフリー環境の整備が不可欠です。今後、既存の整備計画の中にインクルーシブな視点をどのように反映させ、一部遊具の導入が可能か、関係課と協議をしてみたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑は。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 何点かお伺いします。

18ページの誕生祝い木製品ですね。これ幾つ作られて、1個幾らになるのかをお伺いします。

それと、先ほども質問がありましたが、20ページのテレビのプロモーション、在阪の大手テレビ局ということなんですけども、1,000万円ということですが、今、観光機構の補助金ですね、今幾らになっておって、3月の当初予算で、今度幾らになるのか。観光機構は補助金って上限ないんですか。これからも予算あると思うんですけども、上限というのは特に当局のほうは考えられてないのかどうか。観光プロモーションもテレビの効果ってすごく感じるんですけども、ちょっと1,000万円とか多過ぎないか、上限はないんですかというところでお伺いします。

それと同時に、事務所の移転は前回やってるんですよ。わざわざ観光機構を案内所のほうに動かして、そのときにも予算を使ってやってるんですけど、それをまた元へ戻すということなんですけど、前回も、なぜこういうことになるのか。もう少し長期的に考えて、あそこへ動かさなあかんということで動かしたんだと思うんですけども、ちょっとこれ今回の予算は何なのかなという気がいたします。

もう1点、宿泊税の検討委員会なんですけども、法定外の目的税なんですけども、やっぱり総務のほうで、税のほうで設けるべきなんじゃないかなと思うんですが、使うのは観光の目的なんですけども、そこら辺りちょっと疑問に思いますので、その点、当局の見解をお伺いします。

それと、22ページに体文の海側、公園の整備なんですけども、これ今回よかったなと思います。お話も聞いてまして、インターチェンジから下りて那智勝浦町に入ってきて、誰も人がいない体育文化会館から、人が、子供たちが遊んでいる町になりますので、すごいいいと思うんですけども、これ1つ、玄関の入り口から海向いて海岸へ抜ける道がないのかどうか。これだ

ったら、今の公園内歩くところがないんです。遊んでるところの間を通ることになるんですけども、今回やっぱり体文の玄関口になって、海側になってるんですが、散歩するにしても、体文の駐車場に車置いて、そこから海向いて抜けていくと思うんですけども、それを子供たちが遊んでるところに行くっていうんじゃないしに、ちょっとやっぱり歩道みたいなのが配置すべき、動線を配置すべきと思うんですけども、その辺り検討されたのかどうか。子供たちが入ってるところに、散歩するにしても、那智湾のほうずっと歩いていくにしても、やっぱり動線がちょっとあればいいと思うんですが、その点お伺いします。

遊具のメンテナンス費用というのはどれぐらい考えられてるのか。その点もお伺いをいたします。お願いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 赤ちゃん誕生祝い玩具の件ですけれども、個数ですけども、出生数の推移を見ながらということですけども、予算上は50個を予定しております。単価のほうですけれども、インクであるとか安全法の検査取得権とか、そういったところも含めて1個当たり1万8,000円ぐらいを予定しております。ただ、県内で2つの市町がやっておりまして、そこでは1つ当たり7,000円のを配布しているところもあれば、1つ当たり3万2,000円の玩具を交付しているところもあります。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 観光機構への補助金額というところでございます。当初予算を御可決いただきましたのは9,205万1,000円、今回の補正額が1,234万9,000円というところでございますので、合わせまして1億440万円というところでございます。

上限についてはということでございますけれども、実際、上限がここまでですよということを取決めであったり、話したことは今のところはございません。しかし、やはり予算に限りはございますし、その辺については際限なく予算をこちらがつけるというところではもちろんないと思っております。また、自主事業も含めて、その辺は観光機構もいろんな形で自主財源の確保についても取り組んでいるところでございますし、また、先ほどありました宿泊税の中で、検討しながらではございますが、検討の結果ではございますが、その辺の充当も考えられるかなというふうには思っているところでございます。

また、事務所の移転というところでございます。3番議員おっしゃるとおり、もともとは今回予定しているところに事務所がありまして、向こうは観光案内所、その今、事務所が入っている、事務員が入っているところが弁当屋さんというところでございました。そこが空きスペースになっておりましたので、当時の機構のほうは、事務所と案内所を一つにすることによっての事務効率、そしてまた駅前、駅近のところを引き上げることによって経費の削減ということで、今の形態になっているかと思います。

そんな中で、機構の再編といいますか、人員増が進む中で、やはり今の事務所の場所では、今の事務所の場所でスタッフが4名座っておるんですが、やはり4名が限界、さらに、事務を

しながら観光案内所のところに座っているスタッフもいる。お客様が来たときに、やっぱりお尻を向けて事務をしなければならないというような、本当に手狭な状況になっているところがございます、今回また以前機構が入ってございました事務所を、J Rと交渉しまして、事務所にしたいというところがございます。

先ほども申し上げましたように、現在、事務所スペースがもし御可決いただいて引っ越しとなりましたら、空きスペースが出てきますので、その際には、手荷物預かりであったり、熊野古道を歩かれる方の手荷物搬送サービスなども検討して、自主財源の確保であったり、観光客の満足度向上というところを併せて行っていきたいというふうに聞いているところがございます。

以上でよろしいですか。

○議長（加藤康高君） 副町長鳥羽さん。

○副町長（鳥羽真司君） 3番議員のお尋ねの宿泊税の検討については、税務課が所管でというようなお話をいただきました。当然、今、観光財源の確保という意味でございまして、観光事業者の方との接触、それから観光でどういうふうなことをやっていくのかという部分で、観光企画課のほうで予算の計上はしておるんですけれども、当然、庁内の協議におきましては、税務課の税制というか、賦課徴収というのは当然、税を徴収するというような部分については、当然、税務課の仕事になってきますので、今現在は観光企画課のほうと、それから税務課のほうでチームをつくって、県外視察に行ったり、それから導入に向けたいろんな検討をさせていただいているところがございます。両方一緒になってやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） こども未来課長寺本さん。

○こども未来課長（寺本智子君） 議員おっしゃいます駐車場から海岸へ抜ける動線ということでございますが、私どもとしましては、防球フェンスとあずまやの間を通っていくイメージでありますが、遊具設置や安全域を示す青色点線部分以外は芝生化を予定しております。歩道みたいな分かりやすいようにするかどうかということは、今後また協議をさせていただきたいと考えております。

また、メンテ費用についてですが、遊具の安全点検は、都市公園など公共の場にある遊具は都市公園法に基づき年1回の定期点検が義務化されておりますので、定期点検が行われますが、その費用については、幾らになるかというのは確認してございません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 宿泊税の検討委員会なんですけれども、観光に対する財源を確保するというのもそうなんですけれども、法定外の目的税、税の仕組みですので、やっぱりきっちりと検討しなければならないと思うんですね。やっぱり町内の住民の方から、観光客の方からになりますけれども、特別徴収もしてもらわなあかんわけですから、きっちりと住民の方の理解も得なけれ

ばならない。それはやっぱり税の、総務省との調整もあると思いますので、きっちりとやっていただきたいと思います。

それと、観光機構の補助金の在り方というのは、ちょっと上限がない、今はないということなんですけど、ちょっとそこら辺り、それでいいのかなということ、やっぱり事務所が移転して、あのときは一緒にやんなあかんのやからということで、向こうへまた移転して、事務所を設けた。だから、移転費用がかかってますよね。また移転費用がかかる。ちょっと先が見えてないで動いてるような感じがするんですけど、それと、やはり当初の想定よりも観光機構自体が大きくなったんですかね。補助金も大きくなってますかね。そこら辺り、もう少し先を見ながら動いてほしいなと思います。移転するのであれば、そこへじゃなくて、ほかのところも考えられたんじゃないんですかね。ほかのところへ移転するとかですね。そこら辺り、もうちょっと検討しながらやっていただきたいなと思います。

メンテナンス費用の、これからということなんですけども、ちょっとやっぱりそれやったら管理運営費というのがどうしても要りますので、また御検討いただきたいと思います。答弁結構です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

8 番東議員。

○8 番（東 信介君） すみません、ちょっと気になった話のお伺いですが、17ページの衛生費の清掃費の中のごみ袋の件なんですけど、昨今のこの状況の中で、前年度と比べるとどのぐらい値段が上がってあるかという、なるべく早く注文して、なくさないようにという感じの説明があったと思うのが1点と、22ページの住宅管理費の、寄附を受け入れて解体除去することなんですけど、寄附を受け入れるという定義が、空き家であることと、利活用ができるというようなことの2点ということやったんですけど、これまた、こういうふうな寄附の受け入れ方したら、ほかにも空き家であるとか、利活用というのは当局が決めることやと思うんですけど、こういうのが出てきたときどういうふうな対応をするのかというのが1点と、21ページの橋梁維持管理費ですか、桜橋の耐震補強設計業務委託と、23ページの災害対策費の中の旧クリーンセンター解体調査設計業務委託と、旧斎場の設計業務委託、これ大体工事費があるから、工事費が大体想定されるから、設計業務委託費の金額が出てくるんやと思うんですけど、この辺の工事費というのはあらかじめ大体どのくらいかかるのかだけちょっと教えていただけますか。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

指定ごみ袋の今回購入、予約させていただいて、購入させていただくわけなんですけども、どのぐらいかかったかということでございます。まず、令和7年度なんですけども、13万冊購入してございます。1冊当たりの単価につきまして190円で昨年度は購入しております。今年かなり急に高騰いたしまして、今年度は12万4,500冊購入するわけなんですけども、すみません、年度を間違えました。すみません、大変失礼しました。今年度は12万4,500冊購入いたしますので、

これでは1冊当たり240円ということで、大体50円程度、現在上がっております。ただ、これ
どんどん上がってますので、早急に発注したいということで考えております。どうか御理解の
ほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 建設課長井道さん。

○建設課長（井道則也君） まず、桜橋、工事費が分かっているから設計額。

○8番（東 信介君） 大体の話。

○建設課長（井道則也君） すみません、そこがちょっと違まして、工事費が分かるから設計が
出るということではないんです。現在、桜橋は平成元年に架けられた橋で、そのときの耐震基
準というのが今とかなり違うんですね。だから、今後、防災拠点として使っていくときに、今
の唯一の橋ですから、これはきちんと耐震の補強をしなければならないということで、積算の
仕方というのがあるんです。耐震補強するための。それがこの約1,000万円ですかね、そうい
うふうに決まっている。工事費が決まっているからではございません。

○8番（東 信介君） 設計の業務だけの委託の費用ではない。工事費も入っての値段。

○建設課長（井道則也君） すみません、この耐震補強設計は、一旦この現地、今の平成元年に架
かった橋を再調査して、今後の耐震、今の新しい新基準にどうやっていけば規格を上げていけ
るかという話なので、これは一旦工事費が幾らというのは今現在はちょっと分からないという
状態になっています。その他の工事費を出すための設計ということになります。

そしてあと、新しい事業、地域土地再生事業についてですけども、今回新しい事業で、空き
家を利活用、先ほど申し上げましたように、主な条件として、空き家であるということ、そし
て利活用ができることということなんですけど、ほかにもいろんな条件が、細かいものがござ
います。それを全て満たしたものが寄附を受け入れることができる可能性があるというだけで、
全てにおいて、いっぱい例えば来たとしても、全てが町が受け入れるというものではございま
せん。こちらとして条件を満たしたものを、まず跡地の利用ができるかどうか、その辺を慎重
にしっかり考えていかないといけないと思っています。引き取るか引き取らないかは、その物
件を見て町が判断するということになっています。

以上です。

○8番（東 信介君） 斎場とクリーンセンターの設計委託の金額は、工事費が、大体があるから
この金額が決まってあるんかという。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 今回、旧クリーンセンター、斎場の解体の設計委託についての金額の
算出方法についてだと思います。工事費から算出というよりも、これは業者、そういった廃棄
物の解体もできるコンサルに見積りを頂いて、それを参考に予算計上させていただいておりま
す。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 8番東議員。

○8番（東 信介君） ごみ袋の件で、25%ぐらい上がるんですね。もう1年分というのがちょっ

と、1年分というのが感覚のものなのかなと思うんですけど、倍ぐらいかかっても別にいいんじゃないかなという、ちょっと感じました。

特殊な設計業務委託というのが、今回と、桜橋と旧クリーンセンターと斎場ですか、今年度はこの1,985万円やけど、次年度もあって、次年度が2,500万円ぐらいの予定だと、トータルで相当かかって、そんなにかかるものなんかな、設計委託って。こんな特殊な業務なんで、対応する業者さんが少ないからこんな感じになるんやと思うんですけど、大体普通の工事の設計委託やったら、工事費の何%とかいうのが出てくるんやと思うんですけど、この場合はまた特別で、そんなのはなしになってしまうのかなというのが1点と、空き家解体のときの寄附を、空き家解体についてはあんまり思わんですけど、多分、今でも寄附したいけど、要は当局が利活用が難しいよってというような感じで、多分いっぱい断りやと思うんですけど、利活用の形も、もうちょっと柔軟に考えたらいいんじゃないかな。固定資産税が上がらんようになってくるさか困るというのもあるんですけど、その辺もうちょっと、使える空き家で、違う自治体なんかはIターンをそこへ入れるという感じで、どんどんどんどん寄附を受けてきやるような市町村もあるんで、そういうのも検討に入れたらいいのかなと思って質問させていただきました。回答は結構です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 質問させていただきます。僕的には過去一この補正予算いいなと思ってます。教育のこともすごく割いてくれてますし、全然いいなと思ってて、ちょっと質問だけさせていただきます。

資料の25、26、29、30のLEDなんですけど、僕、PFIその後どうなったのかなってすごい気になってたんで、今回出てくれてよかったんですけど、今回やったら何%ぐらい、この間、PFIのときに全体工事、そういうのが出てたと思うんですけど、何%ぐらい完了になるのかだけ質問させてください。

あと、資料の6ページのほうの農業用水の件なんですけど、受益面積が2.6ヘクタールってあるんですが、これ全部耕作地ですかね。その割合が分かるようであれば教えてください。

資料の27、28、31、32、エアコンの件なんですけど、去年、7月、9月、ちょっと特別教室使えなかったというのが、暑くて、聞いてますんで、今年は間に合うように工事を進めていただけるのかどうかというのを確認させてください。

予算のほうの23ページの委託料、災害対策の委託料の部分の設計業務があるんですけど、これ地元業者さんが対応できるような形での入札になるんでしょうか。その点確認させてください。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） LED関係の進捗についての御質問でございます。学校教育関係でいきますと、現在、配備が終わっているのは、色川小中学校と、今年度改修工事を行います宇久井中学校が現在のところでは改修予定というふうになっております。

そういった中で、教育センターも含めた中の学校教育部門でいきますと、過去に出している、これは台数ベースの計算になるんですけども、今回設置するのが344基ということで、全体数では2,658基ということで、約13%になります。金額的にはいろいろ物によって違うと思うんですけど、台数的にはそういった形になってございます。

あと、エアコンの設置に関しましては、夏に間に合うような形で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 23ページの災害対策費の委託料に関する質問でございます。町内業者で対応できるのかどうかということでございます。予算可決いただきましたら、すぐ入札したいというふうに考えております。入札の方法もかなり関係課と協議してございます。予算はどのように2段階立てにさせていただいておりますので、実は分けて入札しようということで考えてございます。

その理由といたしましては、まず、旧クリーンセンターについてなんですけども、こちらは大気汚染防止法及びダイオキシン特別措置法の対象施設となっております。そういったことで、ばく露防止対策要綱、これに基づいた調査等を必要になってきます。そういったことで、こちらについては、そういう廃棄物業務の解体ができるよという指名願を出していただいている、これは町外の業者になるんですけども、そちらで指名競争入札をする予定になっています。

一方で、旧斎場ですけども、こちらは先ほど言いました法律の対象施設にはなっておりませんので、そういったことで、同じような準拠した形で対応、炉がございまして、斎場も小さな炉がございまして、同じような対応はしていただかなければならないんですけども、そういったことで、こちらについては町内の業者をお願いしている、指名をそういったことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 小規模土地改良事業費の受益面積の件ですけども、こちらのほう、資料のほかのページにもありましたように、受益地というのは図で囲ってありますけども、こちらが対象農地ということで、議員おっしゃるように、全てが耕作したりとか、田んぼ全てやっているとわけではございませんけども、あと、細かく耕作地が何ヘクタール、耕作放棄地が何ヘクタールというのは、ちょっと今、資料を持ち合わせてないので、また後ほど御報告させていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、幾つか確認と質問なんですけど、18ページの林業費の節12委託料の赤ちゃん誕生祝い木製品作製業務委託、こちらは先ほど3番議員の質疑の答弁で、関係法

令の認証等というお話やったんですけど、その辺り、関係法令、乳幼児等の玩具の基準とか、その辺りを認証取れるような事業所さんを指定して随意で契約するのかということと、あと、その玩具が実際に見本的にあるのでしたら、委員会等でぜひ見せていただきたいなというところですよ。

続いて、19ページの商工費の節18負担金、補助及び交付金の50万円の小規模事業者利子補給についてなんですが、こちらちょっと少し、平成26年に1%だったのを今回1.3%への改定をするということです。この1.3%っていうのが、この1%時代から比べてどの程度小規模事業者さんに好条件になったのかっていうところを、御意見を教えていただきたいと思います。

あと、ちょっと細かいんですけども、これに関係する関係機関として商工会があると思うんですが、商工会からの要望と、商工会の意向がもしお持ちでしたら教えていただきたい。

それと、昨年4月以降、私も取り上げさせていただいてるんですけども、関係する小規模事業者へのヒアリングとか実施して、声を聞いているのかという点も教えてください。

あと、制度の見直しに当たり、見直した根拠になるものですね。こちらは町独自の判断なのかというところを教えてください。

あと、昨年4月から以降なんですけども、十分これまで時間があつたと思うんですが、この利子補給に関して、検討委員会等設置されてないと思うんですけども、設置しなかった理由を教えてください。

私の感覚で申し訳ないんですけども、あまり踏み込んだ小規模事業者さん支援になってないと思うんですね。この支援になっていない点で、そのしなかった点が財源的な話でしたら、見直しできなかった数字的根拠みたいなのがあるんやったら教えてください。

利子補給に関してもう1点、これ1%、1.3%なんですけども、その他、期間とか上限とかもあつたと思うんですが、その辺りの見直しはどうなったかというところを教えてください。

あと、20ページの観光総務費の宿泊税に関係するところなんですけども、こちらは先ほどの質問と逆で、宿泊税の検討委員会を設置する理由というのを説明はいただいたんですけども、この宿泊税の検討委員会を設置した理由と、小規模事業者への利子補給の検討委員会を設置しなかった理由の根拠ですね。何か基準があつたらこれを教えてください。

あと、同じく20ページの節18負担金、補助及び交付金の1,226万6,000円の観光機構への、これメディアプロモーションの分なんですけども、成果物としてはメディアへの露出やと思うんですけども、こちらは数値目標をどのように設定されているのか、それを教えてください。

先ほどの答弁の中で、機構の事務所の移転に伴って、現事務所で荷物の宅配みたいな、何か旅行者さん、利用者さんのサービス向上というふうなことの発言があつたんですけども、その辺の営業時間とか、どのようなお考えがあるのかを教えてください。

あと、23ページの教育費の宇久井中学校の複合防災盤修繕、こちらは雷でという資料がついてたと思うんですけども、保険金が幾らあつたのか、適用があつたのかという点を教えてください。たくさん申し訳ないですが、よろしくお願いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 赤ちゃんの玩具の件でございます。こちらのほうは業者選定の選定方法というのは聞いていないんですけども、公募するなり、仕様書にそういった安全面は付与した形で募集したいと思っております。

あと、一般的にですけども、玩具などに関してはS Tマークという、J I S水準のものとかいろいろありますけれども、赤ちゃん向けの木製玩具の場合はP S Cマークというのが、特定製品安全法という別の法律でございまして、それが必須となっておりますので、それを付与した上で製作していただくというやり方で進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

すみません。見本ありますので、また委員会で見ていただけたらと思います。

○議長（加藤康高君） 教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 小学校費の修繕費の関係でございます。宇久井小学校の複合防災盤の修繕ですけども、総務課のほうで入っています建物共済保険のほうで一応保険対象になるということでごつてます。額のほうは確定してないんですけども、保険対象ということで整備をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません、まず利子補給の関係でございますが、答弁漏れがございましたらまた御指摘ください。

まずは、平成26年度からの、当時が1%の補給、当時の利率に対して今回1.3%になったので、今と比べての条件というところでございます。当時、平成26年度当時の金利が1.45%、現在が、4月現在ですけど、2.5%まで上昇しております。そこで計算しますと、1.45%の1%であると69%、現在で言うと2.5%に対して1.3%であると53%というところの数字はお示しさせていただきます。

商工会からの要望というところでございますけど、要望は要望書として承っているところでございます。

また、商店等にヒアリングでというところでございますけれども、多くはございませんが、少しそういうヒアリングはしたということで聞いております。

あと、この1.3%の根拠というところで、こちらについては、先ほどの利率の上昇もございますし、あと、近隣市町村の調査をさせていただきました。近隣で言うと、ほぼほぼ1%の自治体が多いですが、1.3%の自治体もございましたので、その中で一番マックスでございます。本当に近隣の市町村でございましたので、一応1.3%という形で町としては先んじての制度になるかなというところで、1.3%というところでございます。

設置委員会の関係でございます。大変申し訳ございません。設置委員会の検討とまでは至らなかったというところでございます。

あと、1.3%以外に、ほかの期間だったり上限だったりという見直しですね。実際、商工会の要望はございましたが、いろいろなところ、先ほども言いました他市町村であったり、現在

の財政状況であったり、もろもろ検討した結果、今回は1.3%のみという形でしております。

利子補給の関係については答弁漏れございませんでしょうか。

○9番（松本和彦君） 踏み込みなかったのが財源的な話というのはあったけど、その数字的なことは。

○観光企画課長（村井弘和君） そこといいますのは、先ほどからありますように、財源を上限、際限なく支出というところよりも、現状に見合ったところであったり、近隣の市町村の調査の結果、1.3%というところでございます。

宿泊税のほうに行きます。宿泊税の検討委員会の設置の理由というところでございます。先ほども後段でちょっと御説明させていただきましたが、やはり宿泊税導入については総務大臣の同意が必須となっているところでございます。また、複雑な制度設計であったり、当町は観光地でありますので、いろんな利害関係者がございますので、その辺は多方面の御意見であったり、学識経験者を有しての客観的であったり説得力のあるようなことをもって総務大臣のほうに同意を求める必要もございましたので、その辺はいろんな多方面の検討の結果、やはり税制の専門家、観光振興、そして地域経済の専門家を含めた形で検討委員会を立ち上げることが理想だなというふうに思いました。

機構の負担金、メディアに対する数値目標でございますが、機構としましては、毎年目標としまして、観光消費額であったりというところが掲げております。日帰り消費額、もちろん消費額の向上に向けて、宿泊の消費額というのは地域経済に波及する部分でございますので、一旦その辺の数字は従前から取っておりますので、数値目標というのはあろうかなというふうに思っているところでございます。

事務所のサービス向上の営業時間のところでございますが、その辺については、ちょっと今、機構のほうからも考えのほうを聞いておりませんので、すみません、未定といいますか、ちょっと今のところは分からない状態でございます。

一旦以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。まず、利子補給の件で、何社かからヒアリングをしたというお話なんですけども、みんな楽やよってという話やったんですかね。それを、どんなお話があったのかっていうのを教えてほしいのと、こういう1%を1.3%にしたのが、近隣市町村のことを参考にしてというお話なんで、まあまあ町単独では考えやんと、近隣市町村のところで合わせにいったという認識でええのかどうかというのと、あと、すみません、先ほど言い忘れたんですけども、23ページの委託料の、同じくクリーンセンターと斎場の設計業務の委託なんですけども、これは令和8年、令和9年、真水で要るんですかね。説明で受けてあったかも分らないんですけども、それだけちょっと教えてほしいです。すみません。お願いします。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 2点についてお答えいたします。

事業者のヒアリングの感じというところでございます。本当にすみません、多くはございま

せんが、やはり少しでも上げていただければありがたいというようなお答えは聞いております。

あと、他市町村に合わせにいったのが今回の結果というところでございますけど、他市町村、もちろん状況は把握するということで調査をさせていただきましたが、現状、やはり今、我々のほうで検討した結果、これが妥当であるというところでございますので、他市町村に合わせにいったというわけではございませんので、どうぞ御了承のほどよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

旧クリーンセンター、旧斎場の解体の委託料の財源についてでございます。財源についても検討いたしてございます。その結果、緊急防災・減災事業債、これは過疎債と同じ条件なんですけども、こちらのほうが有利だということで、こちらを充当して実施していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 最後ちょっと確認なんですけども、今回、宿泊税の検討委員会の予算が上ってきてるんですが、5月20日付で宿泊税導入に向けたタイムスケジュールみたいなのがあったと思うんですけども、予算もまだ確定もしてないのに、ほかは動いたりとかはしてないですよね。予算、重要な動きをしてないかどうかというのを確認、これが1点ですね。

利子補給については、今、1%を1.3%にするというのが当町の考えということで、それ以上踏み込んだことはしないということでよろしいですか。最後の質問です。

○議長（加藤康高君） 観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） 宿泊税検討委員会の関係でございます。6月の委員会で議員の皆様にはお示しをさせていただいております。利害関係者というところで、民宿組合様にはこういう形で、この資料をもってこういう形でということで進めていかせていただきたいと、御意見いただきたいというふうな形では実際のところ進めているところで、下準備というのに対して、スケジュールもいろいろ押してますので、滞りなくというところでしているところでございます。

利子補給の1.3%の話ですが、商工会のほうからもやはり1.3%以外でも御要望いただいております。その点も踏まえて今後調査研究してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔8番東伸介君「宿泊税に対して何かお金使っていないかいうて聞きやる。関しての松本君の質問やで。」と呼ぶ〕

観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） すみません、答弁漏れということで、予算を可決前に支出してないかというところでございますけど、特にそういうところはございません。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） ないようでしたら、時間延長を行います。

休憩します。再開17時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時47分 休憩

17時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第42号 令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（加藤康高君） 日程第20、議案第42号令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 議案第42号について御説明いたします。

令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億456万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款6繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額19億383万6,000円に補正額72万6,000円を追加し、計19億456万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳は、一般財源でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、節4その他一般会計繰入金は、後ほど歳出で説明いたしますシステム改修費の補正に伴う繰入金でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料は、制度改正に伴う各種報告様式の変更等に係るシステム改修業務委託でございます。主な内容としましては、国保税の子ども・子育て支援納付金分の追加に伴う改正等でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 1 議案第 4 3 号 財産の取得について

○議長（加藤康高君） 日程第21、議案第43号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） 議案第43号について御説明いたします。

〔議案第43号朗読〕

本議件につきましては、令和8年第1回定例会において御承認賜りました当初予算により、クリーンセンターに配備する塵芥収集車を購入するもので、経年劣化による車両の更新でございます。

次のページをお願いします。

入札執行調書でございます。入札につきましては、令和8年5月15日に入札公告を実施、郵送または持参により5月29日まで受付を行い、同日開札を行っています。また、開札日の5月29日に仮契約を交わしているところでございます。本契約を締結いたしたく、議決をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

8番東議員。

○8番（東 信介君） 以前にもちょっと入替えのときの話したんですけど、これ多分古い車があって、新しいのを買って入替えやね。以前、多分前の車の、古くなった車の価値がかなりあるいうて、買取りも入札したらわってという話で議会で1回話させてもらったんですけど、今回どうなったんですかね。

○議長（加藤康高君） 住民課長仲さん。

○住民課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

今回、パッカー車のほうを更新するということで、旧パッカー車について、利用価値があるのではないかとということでございます。以前にもございまして、そちらにつきましても入札のほうで、実を申しますと、1台まだございます。旧クリーンセンターに置いてございまして、ここ最近ですけども、入札のほう準備して、そういったことで進めております。ですので、今回これ買換えするわけですけども、まだ大分納入は先になっております。その際には同様に、またそういったことで入札していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 議案第44号 財産の取得について

## 日程第23 議案第45号 財産の取得について

○議長（加藤康高君） 日程第22、議案第44号財産の取得について及び日程第23、議案第45号財産の取得についてを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

消防長樫尾さん。

○消防長（樫尾光俊君） 議案第44号について御説明申し上げます。

〔議案第44号朗読〕

1枚めくっていただきまして、入札執行調書でございます。

購入後の保守点検及び緊急時の迅速な対応を確実にを行うため、速やかに対応可能な、近隣に営業所がある参加資格を有する事業者2者を指名し、5月14日に入札を行いましたところ、日産プリンス和歌山販売株式会社が落札いたしました。落札額は2,218万円、契約額は2,439万8,000円でございます。なお、納入期限は令和9年3月31日となっています。

本車両の特徴といたしまして、災害対応特殊自動車として、車両の駆動方式は四輪駆動方式を採用するなど、緊急消防援助隊活動に対応できる仕様となっています。また、搬送用装備に、傷病者の負担軽減と安全確保のため、メインストレッチャーに電動油圧昇降システムを備えた電動ストレッチャーを採用しております。

議案第44号につきまして、説明は以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、議案第45号について御説明申し上げます。

〔議案第45号朗読〕

1枚めくっていただきまして、入札執行調書でございます。

購入後の保守点検及び緊急時の迅速な対応を確実にを行うため、速やかに対応可能な、近隣に営業所がある参加資格を有する事業者3者を指名し、5月14日に入札を行いましたところ、応札はセイコーメディカル株式会社1者のみで落札いたしました。落札額は1,590万円、契約額は1,749万円でございます。なお、納入期限は令和9年3月31日となっています。

今回整備予定の災害対応特殊救急自動車に積載する高度救命用資機材を整備するものです。  
現行の救急車とほぼ同様の仕様となっています。

議案第46号につきまして、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 議案第44号及び議案第45号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第44号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（加藤康高君） 日程第24、諮問第1号人権擁護委員の推薦について及び日程第25、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長太田さん。

○福祉課長（太田貴郎君） 諮問第1号及び第2号人権擁護委員の推薦について説明させていただきます。

人権擁護委員については、人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱するものとなっています。また、同法第6条第3項の規定で、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、本町の人権擁護委員6名のうち、2名の方が令和8年12月末をもって任期を迎えることから、議会の意見を求めるものです。

〔諮問第1号朗読〕

大江正典氏におかれましては、令和8年12月をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願いしたく、推薦をお諮りするものです。大江氏は昭和51年4月から平成28年3月まで那智勝浦町職員として奉職され、その間、町人権尊重推進委員会事務局長や福祉課長を歴任されました。長年の行政経験に加え、人権擁護に理解が深いことから、平成30年1月に人権擁護委員に委嘱され、現在まで人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところです。今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものです。

続いて、諮問第2号をお願いします。

〔諮問第2号朗読〕

村田美織氏におかれましては、令和8年12月をもって任期満了となりますが、引き続き委員をお願いしたく、推薦をお諮りするものです。村田氏は昭和52年4月から平成28年3月まで本町の保育士として勤務され、平成25年度からは保育所長として幼児保育・教育に携わってまいりました。長年にわたり児童やその家族と関わり、子供たちの成長を支えられた経験から、令和3年1月に人権擁護委員に委嘱され、現在まで人権相談や人権啓発に御尽力いただいているところです。今後も御尽力いただけるものと考え、再度推薦するものです。

なお、議会の同意をいただき、法務大臣に委嘱されましたら、お二人の任期は令和9年1月1日から3年間となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 諮問第1号及び諮問第2号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は諮問ごとに行います。

諮問第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第1号について、適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定いたしました。

諮問第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第2号について、適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

17時31分 散会